

日程第1	一般質問	町道6号線整備早期完了を求める請願	3
日程第2	請願第1号	町道6号線整備早期完了を求める請願	6 0
日程第3	第15号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 4
日程第4	第16号議案	海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	6 4
日程第5	第17号議案	海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	6 5
日程第6	第18号議案	平成19年度海田町一般会計予算	6 6
日程第7	第19号議案	平成19年度海田町公共下水道事業特別会計予算	7 0
日程第8	第20号議案	平成19年度海田町国民健康保険特別会計予算	7 0
日程第9	第21号議案	平成19年度海田町老人保健特別会計予算	7 1
日程第10	第22号議案	平成19年度海田町介護保険特別会計予算	7 2
日程第11	第23号議案	平成19年度海田町水道事業会計予算	7 3
	(散会)		7 6

平成19年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成19年3月7日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 3月9日（金）9時00分宣告（第3日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
- な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
助	役	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
企 画 課	長	大久保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	西 本 徹 郎
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	植 野 敏 彦
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所	長	岡 田 寿 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
参 事		木 原 正 博
次 長		新 浜 憲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
-------------	---------

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

日程第11 第23号議案 平成19年度海田町水道事業会計予算

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

とかということが起こり得ますので、そのまま質問をしまいいりますので、よろしくお願いいたします。今年1月10、11、12日に宮崎県清武町の養鶏場で約2,400羽もの鶏が大量死しました。農水省は、清武町の養鶏場で大量死した鶏の病気を高病原性鳥インフルエンザと発表いたしました。1月21、22、23日には宮崎県日向市東郷町で鶏が約550羽また死んでおります。次に1月26、27日には岡山県高梁市川上町で鶏が22羽、1月30日にはまた宮崎県新富町で鶏が23羽死んでおります。2月19日現在、宮崎県と岡山県の計4カ所で鳥インフルエンザが発生しております。新型インフルエンザは、毎年流行するインフルエンザと違い、これまでヒトに感染しなかったウイルスが性質を変え、ヒトからヒトへと感染するようになって起きると言われております。近年の鳥インフルエンザの拡大で発生が懸念されております。10から40年ごとに流行すると言われ、ほとんどの人が免疫を持たないため、世界中に急速に感染が拡大するおそれがある。1918年に発生した新型インフルエンザ、スペイン風邪は日本で約39万人、世界では2,000万から5,000万人が死亡したと言われております。国は、新型が発生した場合の日本の死者は最大約64万人と推定しております。新型インフルエンザが発生すると、医療や行政など社会機能の麻痺や国民のパニックなども懸念されております。そこで、質問をしていきます。

1点目、鳥インフルエンザがヒトに感染することはあるのかどうか。鶏肉や鶏卵を食べて感染することはあるのかどうか。

2点目、万一鳥関係に異常が見られたら、どこへ連絡すればいいのでしょうか。鶏などが感染するとどんな症状が出るのかどうか。

3点目、新型インフルエンザの患者が発生したら、家族や職場の同僚、同じ市町村の住民への外出自粛要請はどう指示していくのでしょうか。

4点目、学校の臨時休校や地域の集会・行事の自粛はどう指示していくのでしょうか。

5点目、パニック状態で、2週間分程度の食料や日用品などの準備はどうしたらいいのでしょうか。

6点目、家庭での感染防止策、うがいや手洗いの励行、医療用のマスクの着用はどう徹底していくのでしょうか。

7点目、発熱など、新型インフルエンザと疑われる症状が出た場合はどうしたらいいのでしょうか。

8点目、抗ウイルス薬タミフルの備蓄は十分なのか、どうなのでしょう。タミフルの集中投与はどのようにしていくのでしょうか。

大きな第2点目、教育委員会制度改革について。政府の教育再生会議は1月24日、首相官邸で開いた総会で第1次報告を決定、安倍晋三首相に提出しております。その報告のⅡ「教育再生のための当面の取り組み」の6番目に「教育委員会のあり方そのものを抜本的に問い直す」があります。これは07年通常国会（今国会）に地方教育行政の組織及び運営に関する法改正案を提出の運びになっております。そこで、質問をしていきます。

1点目、「教育委員一人ひとりの活動状況を公表するなど、情報公開を徹底し、住民や議会による検証を受ける」とありますけれども、これはどう考え、どのようにしていくのでしょうか。

2点目、「教育委員会は、いじめ、校内暴力など、学校の問題発生に正面から向き合い、危機管理チームを設け、迅速に対応する」とありますけれども、これにはどのように対応していけますでしょうか。

3点目、「学校教職員の人事について、広域人事を担保する制度とあわせて、市町村教育委員会に人事権を極力移譲する」とありますけれども、これに対応していけるものかどうか。

4点目、「第三者機関による教育委員会の外部評価制度を導入する」、これはどのようなことになるのでしょうか。

5点目、「人口5万人以下の小規模市町村には原則として教育委員会の共同設置を求める」とありますけれども、これは実現できることなのか、どうでしょうか。

6点目、地方との調整が必要な教委改革の具体論に、町教委として文科省に対してこれからどんな陳情、意見をしていくのでしょうか。

大きな3点目、第6回海田町活性化委員会について。「民間は、赤字が出ると、どのように黒字にするかと考える。随分行政とは考え方が違う。行政は赤字が当たり前で、まだ海田町はほかの市町より赤字が少ないので、容認されるという考え方があるようだが、早急に手を打たなければいけない。赤字前提の計画をつくるという発想が問題であり、民間人としては理解しがたい」との委員長の発言がありました。第6回海田町活性化委員会は平成18年11月21日に、11名の委員の出席のもとに3つの議題、1つ、財政収支見直しについて、2つ、第3次総合基本計画後期計画実施計画について、3つ、権限移譲についてで開かれております。そこで、この中の議事録という資料から質問をしてまいります。

1 点目、西小・西中の小・中一貫教育が可能であれば、西小学校の用地はどうするのか。また、ひまわりプラザ前の土地はどうするのでしょうか。

2 点目、都市計画税の導入はしていくのかどうか。

3 点目、「補助金はすべて廃止し、ゼロから出発して」と意見がありますけれども、ゼロベースでの見直しをする考えはあるのか、ないのか。

4 点目、中小企業融資預託金は見直したらとありますけれども、これはどう考えられますでしょうか。

5 点目、権限移譲の中で一番大きな問題である福祉事務所の設置は安芸郡 4 町の間で共同処理の方向で検討していくとありますけれども、そのようにしていくのかどうか。

6 点目、第 2 期海田総合公園整備事業（広さ約 9.8 ヘクタール、費用は 3 年で 1 億円）は実行していくのか、どうでしょうか。

7 点目、行き詰まり模様の新開蟹原線整備事業の交渉はこれからどう打開していくのでしょうか。以上、よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いします。

それでは、三宅議員の質問の 1 点目、3 点目については私から、2 点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、鳥インフルエンザと新型インフルエンザについての質問ですが、第 1 点目につきましては、本来、鳥インフルエンザは鳥からヒトへは感染しないと考えられていましたが、鳥インフルエンザがアジア、アフリカ、中東、ヨーロッパにまたがり発生する中で、ヒトにおける感染と死亡事例が報告され、鳥インフルエンザウイルスといえども、濃厚に接触すれば感染するということが確認されております。また、今までに鶏肉、鶏卵を食べたことにより鳥インフルエンザがヒトに感染した報告はありません。

2 点目の高病原性鳥インフルエンザは家畜の法定伝染病に指定されています。よって、万一鳥に異常が見られた場合は都市整備課または芸北家畜保健衛生所に連絡していただくことになります。鳥インフルエンザの症状は、とさかは紫色になったり、足に出血が見られたり、顔がはれたりなどして、原因不明で続けて死亡いたします。

3 点目から 8 点目までの質問につきましては、広島県の新型インフルエンザ対策行動計画の中で感染拡大防止の取り組みが示されております。その中で町の取り組みについては現段階では明らかになっておりませんが、県と連携のもと、一体的な対応をしてい

くことを考えております。仮に国内で新型インフルエンザが大規模に発生した場合を想定した対応策といたしましては、まず、3点目の新型インフルエンザの患者が発生した場合の住民の外出自粛要請につきましては、地域住民が混乱しないように、必要な情報を的確に提供するとともに、あらゆる広報媒体により外出自粛の啓発を行ってまいります。

4点目の学校の臨時休校につきましては、学校の管理者である校長が学校医と相談し、休校等について決定してまいります。次に、地域の集会・行事の自粛の指示でございますが、感染拡大防止のため、地域住民や団体等に集会等の自粛について呼びかけてまいります。

5点目の食料及び日用品の準備でございますが、地域住民に情報の提供を行い、災害時と同様に、外出しなくてもよだけの最低限の食料や日用品を各家庭で事前に準備をするようお願いしてまいります。

6点目の感染防止の励行やマスクの着用につきましては、感染防止のための手洗い等や、家庭内及び外出時におけるマスクの着用の必要性を周知してまいります。

7点目の新型インフルエンザと疑われる症状が出た場合でございますが、保健所に連絡していただき、指示された医療機関で受診をするようになっております。

8点目の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄につきましては、県において平成19年度中に国が示した量の備蓄をされることとされております。また、集中投与につきましては、県と連携を図り、臨時診療所の会場として町内公共施設の提供を行うことになっております。

続きまして、第6回海田町活性化委員会についての質問でございますが、1点目の海田西小学校・海田西中学校の小・中一貫教育が可能であれば海田西小学校の用地はどうするかとの質問でございますが、現時点では小・中連携の強化について調査・研究している状況でございます。また、ひまわりプラザ前の土地につきましては、現在、学校行事や体育施設及びひまわりプラザで行われる各種行事などの臨時駐車場として活用している状況でございます。約2,600平方メートルとまとまった土地であり、有効利用するには最適な土地でございますので、今後、町としては利用を視野に入れながら方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の都市計画税の導入については、大きな財源確保の手段だとは考えておりますが、町民の皆様に大きな負担をお願いすることになりますので、導入については



議員や町民の皆様方の意見をお伺いしながら考えてまいりたいと思います。

次に、3点目の補助金につきましては、各種団体は設立からの歴史や行政とのかかわりも密接にあることから、ゼロベースでの見直しは非常に難しいと考えております。その補助金の額や交付目的を再精査し、団体に対する補助から事業実施に対しての補助への切りかえも研究を行ってまいりたいと思います。

4点目の中小企業融資預託金の見直しにつきましては、中小企業者の運転資金及び設備資金を供給することで企業経営の安定と維持・発展に資することを目的とした事業でございますので、引続き継続するべきと考えております。

5点目の福祉事務所の設置につきましては、現在のところ、4町での広域処理の方向で検討しております。

6点目の海田総合公園の今後の整備につきましては、海田総合公園は第1期事業を完了し、平成13年度からはキャンプ場周辺の第2期事業区域の整備を進めるべく用地買収を進めております。平成16年度までに区域面積約10ヘクタールのうち50％程度の用地買収を完了しておりますが、町の財政健全化に伴う事業見直しのため、一時的に事業を休止しておりました。平成19年度からは事業を再開し、早期に事業効果が期待できる現在のキャンプ場用地の買収を進めてまいります。なお、現計画での第2期区域の整備は、町の財政健全化の観点や多額となる整備コストを縮減する必要性等から、困難と考えております。社会的なニーズと費用対効果を的確に把握し、今後持続的に実現可能な計画となるよう見直してまいります。

7点目の新開蟹原線の用地交渉につきましては、当路線は都市計画街路として平成13年度に事業認可を取得し、平成19年度までの7年間を認可期間として事業を進めてまいりましたが、一部用地交渉が難航し、期間内の完成が困難な状況となっております。来年度につきましては本年度と同様、地権者の方に対し、事業への理解が得られるよう、粘り強く交渉してまいります。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、2点目の教育委員会制度の改革についてお答えします。内閣の教育再生会議の第1次報告では、大きく7つのことが提言されております。その中の1つ、教育委員会制度のあり方について6項目のご質問をいただいております。今後、

国会において提言された対策について、中央教育審議会で検討すべきもの、すぐに対応すべきもの、十分な検討が必要なものに分けて、具体化されていくものと認識しております。したがって、現段階では細部にわたってはっきりしておりませんので、何ともお答えのしようがないというところでございます。今後は法案の動向について注意深く見守りたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）再質問をさせていただきます。鳥インフルエンザと新型インフルエンザ、先ほども申しましたように、私が原稿を作成中の真っ最中のときにはちょうどピークといますか、そういうような感じで、宮崎から岡山に参りまして、次は広島、世羅町とか庄原とか、広島県も養鶏場がたくさんあるところがありますので、もう近いなということで、かなり心配しまして、ですけれども、宮崎県の封じ込め、あるいは岡山県の封じ込めで、拡大が防疫で防げたということで、県の方も対策本部とか必死の努力でもって拡大が防げたということで、つい最近、2月の終わりか、最近でありますけれども、一応宮崎でも東国原知事の終息宣言ということで、岡山でも終息宣言という記事が載っております。でも、山口県の阿東町でも少し前にありましたしということで慌てたこともありますし、以前も3年前か4年前にありまして、河原の方に看板を立てたということもありますので、やはりいろんな、最近は危機管理マニュアルといますか、そういったことがどんどん出てきますので、やっぱり危機管理の対応ということはいつでも対応できるようにということで準備をしていかなければならないと思うんです。それで、鳥インフルエンザは直接卵を食べても肉を食べても感染しないということで、私に取り上げましたのは、やはり新型インフルエンザに変異して流行したときが大変なことになるということが出ておりましたので、取り上げたわけでございます。それで、新型インフルエンザの場合は全国的に死者も39万人ということなんですけれども、防災とか、洪水とか地震とかそういったことと同じような、避難したりということになるので、防災関係は今、ハザードマップもこれからできますし、洪水とかということで質問をしたりしてあれなんですけれども、新型インフルエンザの知識とか、いざ発生したときにということで、もっと広報とか回覧とか、そういった面はまず、一応終息ということなんですけれども、回覧とかということのチラシをつくって、いざというときにもう少し啓蒙といますか、したらいいんじゃないかと思うんです。鳥インフルエンザの資料とかというものは県から来まして、入り口のカウンターに4種類、5種類置かれまして、安心

はしたんですけれども、新型のこういった感じになるとかの回覧とか広報での町住民への連絡とかというのはまずこれからどう徹底されるかどうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）新型インフルエンザに伴う住民への周知方法等でございますけれども、現在、県におきましてはこの17年に県の対応の対策行動計画の第2版ができて、国におきましてはガイドラインの案が今できている状況でございます。県が先般こういう「県民の皆様へ」というようなチラシを今つくっている状況でございます。これに基づきまして、また広報等へできればその内容等を確認しながら周知していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）新型インフルエンザで大事なところは、普通のインフルエンザ、風邪と違いまして、先ほどの答弁もありましたように、普通の病院にさって行って診察を受けることをしないで、保健所へ行って指定医を受けるというような答弁があったんですけれども、その辺の持っていく方もやっぱり住民の方がよくわかっていないとあれなので、保健所は芸北に分室がありますけれども、保健所と、一番近くの指定医とかというのはどこになるのか、その辺を。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）いわゆるそういう疑いがあった場合の対応でございますけれども、要件的には、そういうインフルエンザウイルスの発生したような地域へ渡航したことがある方で、それに基づいて38度以上の発熱や急性的な呼吸器の症状がある方、また、原因不明の肺炎とか、あるいはせき・たんが出てくるとかという場合についての方が、まずそういう状況があれば、できるだけかかりつけ医以前に保健所等へ、こういう状況があるんだが、どうだろうかということでもまずご相談していただくということになってくると思います。最終的に感染症の指定医療機関につきましては広島市の市立舟入病院と福山の市民病院、この2カ所でございますけれども、あと、協力するような医療機関については県内で11の医療機関がございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）病院は福山市民病院と舟入ということで、舟入は救急のあれで、子どもが熱を出したときによく参りましたけれども、舟入は市内で距離は少しあるんですけれども、もう少し近くで対応できる病院は考えられないんでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）これにつきましては、県がこういうような対応をする上での指定をした病院でございますので、かかりつけ医へ行くことによって感染の拡大をしたらいけないということで、そういうような専門の指定病院関係を県の方でしておりますので、そちらの方で対応していただくというふうになってくると思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、タミフルは、今、答弁がありましたけれども、有効なタミフル、最近は問題が出ているんですけれども、タミフルの備蓄、いざというときに海田町とか県から分配とかがあろうかと思うんですけれども、十分にタミフルを回してもらえるものかどうかはいかがでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）現在、県におきましてタミフルの備蓄につきましては、国の一定の指針が出ておりますので、その量について備蓄する準備をされていると聞いております。全国的には、ご存じのとおり、2,500万人分のタミフルを国において備蓄する計画がございますので、その中において、すべての人がすぐ対応できるとはわかりませんが、一応優先順位等があると聞いております。まずはそういう感染症にかかった方、それから、そういう方の手当てをしている方等々がありまして、最終的には一般の方に行くんですけれども、優先順位に基づいて投与されると聞いております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）物すごい勢いで流行した場合、医療機関の人とか患者さんとか、どの人たちに飲んでもらうかというのが、それもどうかということがありますけれども、それと、実際に大ごとになったときには、先ほど答弁もありましたように、公民館とか学校の体育館とかそういったところに集まってということで、そういうような場所でタミフルを飲んでもらうとか投与するとか、そういう状況になるんですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）タミフルにつきましては、いわゆるインフルエンザの予防と、あとは治療的に効果があるということを聞いておりますけれども、これも時間的な、48時間以内に服用しないと効果がないと言われておりますので、それ以前に、いわゆる投薬ということではなくて、薬を開発するのが先だと思っておりますので、そちらの方に若干6カ月ぐらいかかりますので、集中治療、集団的な治療をする場所としましては公共

施設、保健センターと、町になりましたらあと両公民館において集中的な投与関係をしていく場所になってくると聞いております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）あと、防災の面でも計画が出て、厚いあれが出ております。それから、国民保護計画もこの前、小冊子が出まして、いざというときにはどうするかということで出まして、防犯の面でも本部をつくってやったりされたわけですがけれども、こういった場合の危機管理、それから、緊急時になりますので、町内の体制というか、マニュアルというか、まず、庁内の本部というか、そういったものもどういうぐあいに立ち上げて、本部長には町長がなられてというような感じでやっていくか、そういう普通の平時からマニュアルとか体制を、いざというときにどうするかとか、これから庁内で話をされていって計画書とかそういったものをつくれる考えがあるかどうか、それをまず聞きます。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）いわゆる新型・鳥インフルエンザにつきましては段階がございます、1段階から6段階、国の方で定めております。その中で、いわゆる大規模発生が起きますと、国において厚生労働大臣の方で非常事態宣言をされまして、それに基づいて各県の感染症対策本部を、県知事を本部長としたそういう組織を立ち上げます。その中において各市町の役割分担が来ますので、その状況に応じて町としても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、2番目の方へ回らせていただきます。新聞が出て、今の教育長の答弁では、見守るということでありましたけれども、地方の具体的なあれになっておりますので、非常に私も関心が高く、記事も出ますし、テレビでもやりますので、見ておるところでありますけれども、もう1度あれして多少なりとも考えを聞きたいと思うんです。例えば5番目の「人口5万人以下の小規模市町村には原則として教育委員会の共同設置を求める」、これなんかはかなり踏み込んだことが出ているわけなんですけれども、実際に法案も出すということで、私は危機感を持って質問をつくったんですけれども、5万人以下の小規模市町村は共同設置、例えばこの辺でしたら、熊野と坂と海田町で共同設置で、予算のこともありますし、考えようによっては大混乱も起きそうだと思うんですけれども、実際にこういうあれができるのかどうか、まだ途中だと思うんで

すけれども、お考えだけでも聞きたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）仮定の話になりますので、公の場で教育委員会の総意として申し上げているのではないということでお聞き願いたいと思います。5万人以下の共同設置なんです、我々も詳しいことを知りたいぐらいです。考えられるのは、一部事務組合であるとか広域連合であるとかというような感じのものではないかと思います。まだ全く出ていませんので。ご承知のように、今回、今国会に提出されるのは教育3法と言われまして、まだこれも中央教育審議会から答申が出ていません。多分あしたぐらいに出るんじゃないかと思いますが、それを受けて国会の法案になるわけですから、その前の段階なんです。教育3法というのは、地方教育行政運営と教育に関する法律、これが1つ、教育委員会のあり方。もう一つは、教育免許法の関係の、教員の10年間の更新の内容。もう一つは、学校教育法の指導要領の改正。この3つが今回は予定されているところで、法案の内容もまだ明らかになっておりませんから、それぞれ余りコメントはできないのが現状でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）どうも中教審の方と教育再生会議と分権の会議ですか、このあたりの意見が食い違って、まとめていくのが大変なようなんですけれども、首相の意向では、法案を出して、そして最後はみずからのあれでということで、これが実際にやるということになれば、大変なことになると思うんですけれども、もう一つ、この中で、同じあれになるかもしれませんけれども、3番目の「市町村教育委員会に人事権を極力移譲する」、このあたりは、県の方で今月末あたりに毎年異動が出るんですけれども、今の人事異動のやり方と、市町村に来た場合の人事異動がどう感じが違うのか、意見だけでもいいんですけれども、知りたいんですけれども。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）多分議員も1次報告の内容については報告書を見られておると思うんですが、この報告書によりますと、この3項目めについては7つのことが言われておるわけです。今1つしかお聞きになっていませんけれども、全部リンクしてまいります。7つの項目があって、それぞれについては国はこの7つの項目について検討してくださいという提言なんです。ですから、検討して結果が出ないと具体的な内容がわからないわけです。ですから、コメントのしようがないというのが私の答えなんです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、最後のところで、途中でということで、最終的な結果がということなんですけれども、もう一つだけ、最終的に結果が出まして、6番目に書きましたように、地方との大きな調整が出てくるだろうと思うんですけれども、ギャップが生じたときに地方、この周辺の教委ともありますし、県教委との話し合いもありましょうし、そういった場合に陳情とか意見はギャップが大きい場合にはしていられる、そういうつもりがあるのかどうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）一町の教育委員会として陳情とかというのはまだ考えておりません。ただ、提言があった再生会議については、これは4団体から提言があった即日だったろうと思いますが、意見書は全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会であるとかということから要望は出しております。要望の内容は、地方分権の流れに沿って考えていただきたいということであって、細かいことをとやかく言っはおりません。細かいことを言っているのは、同じ内閣府の中の規制改革会議であるとか、文科省の諮問機関である中央教育審議会の方からは細かく提言に対しての意見はそれぞれの議会の、1つはメンバーにも全部出してあったと思いますけれども、そういうことで教育長なり教育委員会の考えは中央への陳情の形態となってまいります。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）急ぎます。3番目に参ります。活性化委員会の資料をいただきまして、会議録の要旨の中に非常にいい意見が出ておりましたので、あえてこれを出してみる気になったわけであります。そこで、第1点目の西中のところ、今、小・中一貫教育が教育委員会の審議ということはわかっておりまして、ここの議事録の中で西小の中・小一貫教育が煮詰まって、めどがついて、やるというような方向で、西小の土地があいてくるようなことがありますれば、庁舎の移転先の候補地の1つになっておるわけなんですけれども、あとは今、普通財産の処分、こういうような感じで取り扱われる気があるのかどうか、その趣旨で出したつもりなんですけれども、この土地はかなり広うありますので、大分のお金にもなると思うんですけれども、普通財産の処分という観点からお考えがあるのかどうかということをお聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、今、小・中一貫教育についての審議を教育委員会

にお願いしていますので、そのとき、いろんな結論の中でそういう状態になればまた議会の皆さんにも相談しながら考えていきたいと思っております。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）誤解があってはいけませんので。町長が初めに一般質問の答えで言いましたように、公式には小・中一貫というのは掲げておりません。小・中連携を強化することによって進めておりますから、誤解のないようにしてください。ただ、見方によってはこれは小・中一貫を目指しているなという感じは受けられるかも知れませんが、我々としては小・中一貫を強化していく、連携を強化していくというところでございますので、誤解のないようにお願いいたします。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）急ぎます。3番目の2点目ですけれども、都市計画税の導入、この議論の中にも出ておりますけれども、府中町が一番低い率で導入を決めたということで、議会の方も通って導入したということですね。0.1%だったと思うんですけれども、後々やっぱりローリング、ローリングで、行革をして、ローリングをして、それでも中期財政収支見通しで金がないない尽くしで、5年後、最終年には財調を全部ぶち込んでやっと間に合うというようなことで、特に窪町の南口のまちづくり、区画整理から変更になって、西街区、東街区、どれだけ要るかはわからないんですけれども、早目に試算も途中でしていただきたいと思うんですけれども、やはり窪町の南口のまちづくりなんかは都市計画税導入の理由づけにもなると思うので、東街区が20年から24年になっておりますし、目前ですので、都市計画税を導入せざるを得なく、今まで途中で、長い歴史の中には都市計画税導入ということも出たことがあって、すぐ取り下げてというような歴史なんですけれども、やっぱりこの際、ローリングしても足らない足らない尽くしなので、都市計画税を導入せざるを得ないときに、考えを起さなきゃいけないときが来るんじゃないかと思うんですけれども、3年後、4年後を見据えてどのようにお考えになるか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁したとおりでございまして、その節にはまた議会の皆さん、町民にゆだねて計画を決定していきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）3番目、補助金の問題ですけれども、これは以前私も質問を出したことがあるんですけれども、会議の中でも出ておりまして、今の補助金、行革、行革というて



やって、300万が270万、270万を250万というような削減で少しずつ減らしている。シルバーにしても社協にしても少しずつ減らしているということなんですけれども、それよりも、思い切ったあれが必要なんですから、都市部というか、市部では補助金の検討委員会のようなのを設置してゼロベースでというのは大分やって出てきていることなので、難しいということなんですけれども、ゼロベースでの見直しをしていくお考えはないのか、もう1度お聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁しましたように、ゼロベースでやれば非常に困難を起こすということを含めて、できるだけ行財政改革、第3次基本計画に基づいての節約とかを含めて皆さんにお願いしておるところでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、中小企業融資預託金、こちらに出ておりますけれども、中小企業融資預託金は出してまた戻ってくる、また出して戻ってくるということなんですけれども、9,000万というお金がその間は結局担保というか、出してということで終わっておるわけなので、町は中小企業の9,000万、今の行革の折、かなり大きな金額なんですけれども、預託金を毎年出し続けなきゃいけないのかどうか、そろそろ、9,000万という金額は結構大きな金額だと今は思うんですけれども、引続きずっとこのまま続けていかれるのかどうか、もう1度お聞きします。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）町の商工振興の関係で大変有効な施策として、中小企業の資金繰りあたりに有効に使われておるという実情を踏まえまして、やはりこの金額を維持しながら、中小企業の活性化に向けて町の方で努めていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）商工会が窓口になって、商工会へ入会されている方だけが利用できるのかどうか、どうでしょうか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）町としては特にそこは定めておりませんで、事務手続きを商工会の方をお願いしておるという状況です。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それじゃ、商工会に入っておられない方でも利用できる、そういうことな  
んですか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）はい、そうです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、5点目の福祉事務所の設置、これが大きな問題なんですけれども、  
一方では2億円も出費があるというようなことなので、一応今、4町で共同処理してと  
いうことなんですけれども、結局、会議もできておりますから、話し合いがなされてお  
るわけなんですけれども、いずれは結論を出さなきゃいけないときが来るんですけれど  
も、府中町の不交付団体とかということもあるようですけれども、やはりいつごろ結論  
を出されて、4町の共同処理の方向でいかれるという結論になりそうなんですか、どう  
でしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）福祉事務所の問題は町独自でできる問題でもない、広域な関係がございま  
すので、お互いの意見とか事務的处理も含めて早急に早くしたいというようなところは  
町もありますので、できるだけ早くしたいという気持ちで取り組んでいきたいと思いま  
す。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）総合公園のところ、後期の計画書にも出ておりまして、また、一時的に中  
止されて19年度から再開ということで、面積は9.8ヘクタール、3年で1,000万の費用と  
いうことなんですけれども、いろんなところで、道路とか駅前もありますし、3年で1  
億というお金は結構な額だと思うんですけれども、緊急性とかそういう面から見た場合  
にキャンプ場、快適になるとは思うんですけれども、緊急度というか、そういう面では  
いかがでございましょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）総合公園のご質問でございますが、議員ご承知のとおり、この公  
園につきましては都市計画事業としての事業の推進を図っております。ですから、都市  
計画決定並びに事業認可を打って整備を進めております。そういうことで、国・県、あ  
るいは説明会を通じて地元への整備のお約束をしておる事業でございますので、しばら  
く休止はいたしましたけれども、これを廃止するとか、そういうことは町の信用を失墜

するということにつながります。そういうことで、後期5カ年計画の中に公園の整備というものを組み込んで、その基本計画に則った整備をしていくということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）7番は補正のときに言いました。それでよく聞いたわけなんですけれども、やはりどんな交渉でもネック、隔たり、問題点があると思うので、私が聞いているところでも問題点が何点か出てきているようなので、町長と部課の方で問題点を拾い上げてよくよく煮詰めて、それで、1年間の大きなあれですぐここへ2億幾らでまた次に出ているわけなんですから、私としては対策班というか、中でプロジェクトでもつくって、それで交渉して成案がまとまるようにということで、あそこでとまってしまったのでは、県道へ出して初めて、あそこからずっときれいになっているわけですから、価値が出てくるということで、すぐ予算の審議も始まるわけですから、中でやっぱり建設の部課、担当、町長、助役、やっぱりプロジェクトというか、チームをつくって対策をしていたきたいと思うんですけれども、交渉を何回して問題点を煮詰めていくという、そういうところまでないと、同じようにまた1年後に補正というようなことになると思うので、その辺の19年度の取り組みの決意といたしますか、それをもう1度お聞きしてみます。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）プロジェクトでもつくってということなんです、これにつきましては、今年度につきましても常に担当者、私も含めて集まりながら、今後の方向性については協議をしてまいったわけでございます。何せ第三者といたしますか、相手方がいらっしゃることでございますので、町の方針を庁の内部で協議しながらやってはおりますけれども、そうした相手方の同意が得られないというような状況です。19年度につきましてもよく横の連携を庁内でとりながら、地主さんと交渉を強力に推し進めてみたいというふうな決意でございます。

○議長（原田）次へ参ります。13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず、入札についてということで、この件については昨年12月議会でも尋ねておりますが、適切な答弁が返っておりませんので、再度お尋ねいたします。まず、当初予算5,000万円がなぜ3,600万円、消費税込み3,780万円になったかということであります。前回の答弁では、1,400掛ける1,600ボックスカルバートを69メートル敷設で3,600万円で落札し、契約したものという答弁が返ってきております。私が聞いておるのは、当初予算5,000万円がなぜ3,600万円になったか、このように尋ねて

おるのであります。明確な答弁を求めます。

さらに、予算審議の中で3日も4日もかけていろいろ予算審議するわけですが、このようなことでは予算審議の意味がないのではないかと、予算審議の意味はどこにあるのかと尋ねておりますが、答弁は返っておりません。これについて町長はどのように考えておるか、再度お尋ねいたします。

また、3,600万円の落札額が基本設計金額の88%でもあると。すなわち設計金額が4,760万円、消費税238万円、4,998万円で当初予算が5,000万円の要求ということですが、落札額は町長が記入することから、いかなる理由によりこのようになったのかの説明をお願いするものであります。

また、このような事例は近隣でもあるのかどうか、把握しておれば、お答え願いたい。

最後に、この予算の執行残といいますか、予算金の処分はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

次に、蟹原、幸町の境界付近の交差点等二、三カ所に光る標識のある交差点がありますが、町内全域の交差点、これに整備する計画があるのかどうかということで、もしそういうものがあれば、そういう整備計画をあわせてお尋ねしたいと思います。

次に、循環バスについてであります。新年度より本運行をするということですが、全員協議会や機会あるたびに言うておりますが、町民公平の立場から、国信2丁目、すなわち旧清掃事務所付近であります。ここのあたり、あるいは三迫2丁目、3丁目付近のサービスも考えるべきだと言っておりますが、本運行もこの地区に対しては何らの配慮もされていないようであります。町長部局の答弁によりますと、この地区は道幅も狭く、バスは入れないということですが、この件に対しても私は再三再四言うております。10人乗りとか、あるいは15人乗りの車にすればいいのではないかと何度も言うておりますが、そのたびに、15人乗りのバスといいますか、車は製造しておらず、ないというようなことで、運行は無理であるとの答弁でありました。しかし、そのバスがないとか、15人乗り、10人乗る車がないというのは全くでたらめのその場逃れの答弁であります。大崎上島町の資料によりますと、平成17年11月現在であります。約1年ちょっと前ですが、15人乗りのバス2台、そして予備車として10人乗りバス1台、諸経費を含めて1,000万円で購入しておる、このように聞いております。これで大崎上島町内をめぐっておるようであります。本町とは大きな違いであります。ただ1台の大型バスに頼って、何ら対策を講じようとしていないのであります。もう1度尋ね

ます。10人、15人乗りのバスにまず変えてはどうかということでもあります。

また、最初にも言いましたように、国信、三迫地区の運行、これも行わないかということを重ねてお尋ねいたします。

今のバスが大きくて入れないなら、本運行にずっと移行するのであれば、例えば今の大崎上島町のように1,000万円の投資をしても決して高くはないと思います。やめるのなら100万円の投資も高いと思うのでありますが、この辺についての考えはどのようになっておるか、重ねてお尋ねいたします。

最後に、成人病についてであります。補正予算でもお尋ねしておりますが、高齢者といえますか、その健康診断で町内の病院、医院ですか、そこでの診察しかできないんだということではありますが、いろんな病気、通院をされておる方が船越、あるいは坂済生会、あるいは県病院、市民病院、いろいろなところに通っておられます。そういうかかりつけの医院、病院等で受診できないものか、そのような配慮をすることによって、より高齢者といえますか、そういうことの治療、診察が受けやすいのではないか、これについての考えをお尋ねします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。まず、入札につきましての質問でございますが、12月議会でもお答えしたとおり、この入札は瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事に係るもので、海田町建設工事入札執行規程に則り、予定価格及び最低制限価格を設定し、入札を実施しましたが、いずれの業者も予定価格を超える金額で入札したために、不調となったものでございます。

また、予定価格につきましては、入札執行者が設計金額に基づき適正に定めております。

なお、近隣自治体の事例につきましては、設計金額や予定価格の公表がありませんので、実態を確認できません。

入札執行残につきましては、本工事が国庫補助対象工事でございますので、補助金を有効に活用し、雨水整備を促進するために設計変更し、工事区間を延長いたしました。

続きまして、交差点の安全対策についての質問でございますが、本町では、子ども、高齢者、障害のある方など、だれもが安全で安心して暮らせるまちを実現し、住みよい環境づくりを推進するため、市街地内の事故発生割合の高い地区についてあんしん歩行エリアを設定し、今年度から整備を進めております。設置しました交差点はあんしん歩

行エリア整備事業で位置づけている危険箇所、交差点の明示とドライバーへの注意喚起を目的に、交差点のカラー舗装と夜間点滅びょうの設置を実施しております。今後も信号機のない危険な交差点につきましては、あんしん歩行エリアの内外を問わず、点滅びょうの設置等によるドライバーへの注意喚起を促し、交通事故の減少に努めてまいりたいと考えております。

循環バスについての質問でございますが、ご指摘のように、15人乗り程度のバスであれば、狭隘な道路でも運行は可能とは思われますが、現在の循環バスの利用実績は、15人以上乗車の便が約40％程度であるため、バス1台では多くの便に積み残しが出るという問題が生じます。また、国信2丁目や三迫2丁目バス停以南の三迫地区を経由すると、現在の1時間ヘッドの運行間隔を確保できなくなります。これらの問題に対応し、現在のサービスを維持するためには、最低でもバスを二、三台は確保する必要がありますが、運行にかかる経費は現在よりも高額になるものと考えております。また、芸陽バス以外の業者が参入しようとする場合、町内には多くの既存の芸陽バス路線があるため、仮に既存のバス路線に一定の赤字が生じたときには、町が補助金を支出しなければならなくなるほか、減便や徹底の可能性も生じてまいります。したがって、限られた財源の中で効果的なサービスを提供するためには、車両も含め、先の全員協議会でご説明した運行内容が最善であると考えております。

40歳以上の方を対象にした基本健康診査を町外のかかりつけの医療機関でもできないかとの質問でございますが、基本健康診査は心臓病や脳血管疾患などの生活習慣病の予防や介護予防の一環として、また、医療費や介護費用の抑制のためにも重要なものだと考えております。現在、安芸地区医師会の協力のもと、町内の医療機関で個別健診を実施しておりますが、ご指摘のように、町内の医療機関にとどまらず、広域的な健診ができるよう、医師会等と協議・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）町長、最初の入札の件についてということで、先ほども言いましたが、当初予算5,000万であったものが3,600万で契約されておると。消費税は別ですけども。なぜそういうことになったのかということを知りたいです。入札執行規程が云々とかそういうことじゃないんです。その辺をあわせて。そうすると、5,000万、当初予算がそれだけあったものなら、最初からそれだけやればいいんじゃないですか。あるいは、予算要求されるときに何らかの試算をされておるために5,000万円、要するに4,760万円

ですか、4,760万円に消費税を計算すると238万円、合計4,998万円だから5,000万要求したんだ、こういうことなんですね。それがいきなり3,600万円に契約されておるわけですね。どうしてこういうようなことが起きたのかと聞いておるんです。入札執行規程が云々と聞いておるんじゃないんです。再度お願いします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）本工事は補助事業で事業を推進しておりまして、予算の範囲内で国土交通省の基準書に基づいて積算して発注しております。今回の業者の結果としてこの金額として落札されたものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）どうも説明が理解できないんですが、12月の議会でも言うておりますが、この入札は第1回目といいますか、最初の入札で予算オーバー、不調で、メンバー組みかえで2回目をやっておるということです。今の説明は全くでたらめじゃないですか。先ほど来も言うております、何かその場限りの答弁をされておるんじゃないかということ言うておるんです。今ので答弁になっておりますか。なぜ、それじゃ、2回目のメンバー組みかえで入札をやるんですか。そこらも含めて。答弁に質問というか、質疑するようになるじゃないですか。もう1回お願いしたい。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今回の入札につきましては、実際に下水道課の方で設計書を組みまして、それによって入札を執行いたします。その入札執行に当たって町長が予定価格を定めて入札を行ったわけですが、1回目の入札ではその予定価格を上回りましたので、業者を入れかえて2回目の入札を執行して、その予定価格の範囲内での落札であったということでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）その件についてはよくわかるんです。だから、先ほど来言うておりますように、3日も4日もかけて予算審査するわけですね。ですから、当初何らかの概算設計をされたときに、これだけの予算が必要なんだ、これだけの延長メーターのために、いわゆる69メーター、こういうことなんですが、そのために5,000万の予算が要るんだということで、なら、いいでしょうと。いち早く浸水地区の解消のために、町民のためになることだから、非常にいいんじゃないですかということで予算を認めておるわけですよ。ところが、執行に当たってはそれがいきなり3,600万に、精査した結果云々どうと

か。最初はでたらめなことをやっておるんですか。何の計画性もないことをやっておるんですか、予算要求については。その辺はどうなっておるんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）予算要求につきましては、概算ということで一応予算を要求させていただいております。その額につきましても、今までの経験、そういう状況を見ながら金額の設定をさせていただいている中で、でたらめとは我々も思っておりません。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）でたらめでなかったら、この差異についてはどのように説明されるか。

要するに、先ほど来言うておりますように、どうしてその場を逃れようか、その場を繕うために何かわけのわからんような答弁をされておるような気がするんです。何かもっと明確な答弁はないんですか。概算要求だからいいですよ。しかも、これは5,000万円が3,600万ということだったら60%ぐらいですか。よう計算せんですが。それぐらいがでたらめでないというんだったら、でたらめというのはどうなるんですか。先ほど来言うておるように、答弁に質問・質疑するようなことになってくるんじゃないかと思うんですが、どうも理解できないんです、あなたらの言うておられることが。その概算要求との大きな違いは何ですか、お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）5,000万円の予算と、我々が設計しました金額について大きな差異はございません。しかしながら、今言った、いわゆる業者等の入札、そういう状況の中で、業者の努力によってある程度の低価格で落札されたものと我々は思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）どう言うてもいい答弁が返らんのでね。メンバーを組みかえて2回入札されておるといいますよ。業者の努力というのは……。1回目が、12月にも言うておりますが、4,300万円何ぼじゃったかな、ということで不調でメンバーを組みかえておるんですよ。そして、2回目の別のメンバーに組みかえて3,600万で落札しておる。ですから、ここは業者の努力で安くなったというようなことは、部長、当たらないんじゃないかと思うんですがね。水かけ論みたいなことだから、やめますけれども、もっと真剣に予算要求等をやってもらいたい、こういうことなんです。

そこで、先ほど来もう一つ答弁が返っておらんのが、3日も4日もかけて予算審議するわけだ、いろいろこうこうどうとかというて。それとの差異についてどのように認識



しておるか、こういう差が出ることについて。皆さんが3日も4日も来て、それらの仕事をほうっておいて、ずっと多くの人が、執行部のね、町長。金目に計算すると、その時間給たるやすごいもんじゃろうと思うんですが。そして、こういう、先ほど来言うておりますように、5,000万が3,600万、消費税を入れて3,000何ぼじゃったかな、どっちにしてもそういうことになっておるというので、そういう高い金をかけておる予算審議の意味はどこにあるのかということで、どういうふうに考えておるか、これを再度聞いておきたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）予算を提示させていただきまして、慎重に各課の担当ごとにいろいろ精査しながら、海田町の工事としましては海田町工事入札執行規程という厳しい規定がございます。それによつての判断で今回のことがあったというふうに判断しております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何かわかつたような、わからんような、入札執行規程がどうじゃからと。予算審議の意味がどこにあるか、こう言うておるんですがね。これもまともな答弁が返らんので、それはそれでどういふふうに理解されておるか、私ははっきり言うて、理解はできません。できませんが、水かけ論みたいなことをいつまでもやってもどうもならんから、今後しっかり、こういうことのないようにいろいろ真剣にやってもらいたいということで、次に移ります。

安全・安心交差点か何か知りませんが、非常にこれは、ここに交差点がある、特に夜間はそういうことで非常にわかりやすい。聞くところによると、そういうところで非常に安全といいますか、あそこに交差点があるんだという1つの目印、そこへ行くと車の速度を落したり、あるいは左右の確認、遠くから、わき道からだれか出てこないかという、気をつけろということなんです。町長が言われる安全・安心の交差点、非常にいいことだろうと思います。そこで、先ほど来尋ねておりますが、今後の整備計画というか、年次計画みたいな、毎年3カ所ぐらいずつつけていくんだと。今年度からやっておられるということで、引続きやってもらいたいということで、もちろん信号のある交差点にも、時間的には、信号があつても消えます。ということがあるので、そういうことで、年間これぐらいずつはやっていきたいとか、あるいは何かそういうような考えがあれば、ついでにお聞かせ願いたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）今年度19年度も予算を計上させてもらっております。その中で、来年度以降、20年度以降ですか、そういう中でも予算計上をさせていただきながら、全町にわたるある程度危険なところについて整備してまいりたいと思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ということで、引続きお願いしたいと思います。先ほど部長にも言うたんですが、例えば年間3カ所やるんだ、10カ所やるんだというような計画があれば、お聞かせ願いたい。

それから、バスの運行の方に入りますけれども、大きなバスでどうか、2台要るとか3台要るとか、こういうことなんです。町長、単純計算しますけれども、今、30人乗りのバスで、同じ方向に行こうとすれば、2時間に1回走っておるんですね。それで、私が言う15人バスというのは、町長は40%が15人乗り以上だ、こういうことなんです。

2時間だから15人であって、これは単純計算ですよ、へ理屈ですよ、1時間に1本走らせれば、6人か7人、こういうことになるわけですね。単純計算ですね。だから、私が言うのは、先ほど言いました大崎上島町、15人乗りのバス2台、そして予備車として10人乗り1台で1,000万円だ、こう言うておるんですね。だから、2台走らせなさいよと。どうかと。ちょっと私は舌足らずじゃったんですが、そういうことなんです。例えば右回り、左回り、同時発車。ですから、例えば1号車は1時間に1回右回り、どんどん1時間ごとに。1回回転というか、1週してくるのに現在の30人乗りでも45分。10人乗りも時間は一緒としても、15分間休憩できるわけです。2号車は左回り専門、1号車は右回り専門。そうすると、私が言う単純計算ですが、10人乗りでも6人か7人乗ればいいんです。15人乗りバスの所見を、大ざっぱですけども、大体全長が5メートル40センチぐらいなんです。幅が1メートル90センチにちょっと足りない、88センチ。こういうことだと、今の町道6号、現道ね、助田さんか助守田さんか、あの辺が狭いとか云々が出ておりますが、十分その車で上がれるんです。そうすると、私どもが言うております三迫の2丁目、3丁目、国信の2丁目、旧清掃事務所のあたり、これは十分入るんです。本運行をやるというんですから、引続き何年も続けてやるわけですから、1,000万円の投資は安いんじゃないか、こう言うておるわけです。やめるのなら100万円の投資でも高いんですよと、こう言うておるわけです。だから、それについて再度尋ねますが、10ないし15人乗り、予備車10人乗りを1台入れて1,000万円ですよと、こう言うておるんです。そして、町民皆さんから税金をいただくわけですから、皆さんに公平にサービスし

てあげなさいよ。一方では町長は非常にいいことを言うておられるんです。交通不便地区の解消をします、こう言うておるんですね。それで、バスも旧道とか、役場の前もそうですが、あるいは新開蟹原線、31号線付近、私はいつかも言うておりますが、海田町で200メートル歩いてバスや電車に乗れないところがどこの地区にあるんですか。ましてや300メートルにしたら、ほとんど全域バス・電車に乗れるじゃないですか。乗れないのは、私どもが言うておる三迫の2丁目、3丁目、300メートル歩いてバスに乗れないんです。国信の2丁目は300メートル歩いてバスに乗れないんです。ですから、町長が言われておる交通不便地区の解消、こういうことになる。あなたが言うておられることとやっておられることがどうも合わない私は思うんです。この件について再度答弁を願いたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この巡回バスの問題につきましては、前田議員ご指摘の大崎上島の方でのいろんな意見もございまして、我々も、坂町とか府中町とか廿日市は今の循環バスの問題も調査を検討した結果がございしますが、海田町の面積と申しますか、広さを含めたり、また、現在既存のバスが走っておるという条件がまちによって個々に皆違うわけです。そういうことを含めて今回提案をさせてもらったり、また、審議会でいろいろ意見をいただいた中でこういう路線に選ばせていただいたというように理解をお願いしたいと思っています。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほどの点滅びょうの関係ですけれども、年間三、四カ所を予定しております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）これもまた町長はやらないと言うんだから、そうなんですね。一遍に言うたらわからんようになるのかどうか知らんのですが、要するに交通不便地区の解消、これについてどう考えておるのかということ、言われておることとやっておられることが違うんじゃないかと。ですから、こういうことで、今1,000万投資しても安いんじゃないか。まずこの2点について聞きましょう。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃるように、交通不便地区の解消というのは念頭にあるわけでございますが、現在、今まで実験運行を含めて業績によって今回の本運行に移らせて

いただいたわけですが、そういうことと、次に言われる1,000万ということなんですけれども、これは試算をしておりますけれども、恐らく海田町の場合は2台も3台もというたら、運転士、維持とか、いろんな形でそれ以上の金になるというふうに判断しておりますので、現在の形でやらせていただきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）確認ですが、いろいろ現バスで私も見るときに、このたびはようけ乗っておってですねと見るのは大体5、6人なんです。恐らく1便については1週する間に乗られておりられる、こういう人を含めて15人じゃないかと。町長は40%をどのように確認されておるのか知りませんが、要するに、常に15人乗ってずっと1週しておく、こういうことじゃなかろうと思うんです。だから、例えば3人が3回、A、B、Cさんがどこかで乗られて、どこかでおりられる。次はD、E、Fの人がどこかで乗られて、どこかでおりる。トータルが6人であって、トータルが9人、10何人であって、常に座席が15要る、こういうことじゃなかろうと思うんです。ですから、町長の言われる40%はどのように確認されておるというか、どのようなことでそれを言われておるのか、確認してみたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに路線バスですから、乗る方の目的がそれぞれ違うわけですね、乗車の方が。そういうことを含めて、町の循環バスに限らずほかの路線バスにおいてもそういうことが言えると思いますが、毎日乗降者を運転士さんがトータルをつけていただいておりますので、その結果そういう平均値を出したというふうに判断しております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ですから、今言いました、その1便に対して15名か17名か乗られたと。だから、少ない便もあって平均が11.何ぼですということだろうと思うんです。だから、途中の乗降、おりられる人も考えると、常時11名乗っておられるということにはならないと思うんですよね。そういうことですが、これは再度、もう時間がないからあれですが、考えにやいかんかもわからんがね。私はぜひこの10人乗り、15人乗りのバス、高いんだということですが、聞いてみたら、1便を年間、これはデータが違うので、うちには当てはまらんと思うんですが、利用料が200円ということにもなっておりましたので、これは数字が違うので、やめますが、6号現道の拡幅について、バスが入れないとか云々ということですが、これは補正予算でも言うておりますが、緊急云々を含めて早くやる

べきじゃないかということで、建設部長、物件調査依頼に行ったら、同意をもらおうております、こういうことなんですね。その後なぜ行かれないのか。同意までもらおうておって、なぜ行かれんのか、こういうことなんです。いつごろ行ってどうしようということで、今回出ておる請願の中でも、早くやってくださいという中に、地権者が2名ですか、3名ですか、全員含まれておる、こういうことなんですね。ですから、地権者も、早くやってくださいと、その道路を拓げる、用地を提供することについて同意しておるんですね。あなたも現地調査を、物件調査をやらせてくださいと。いいですよと同意をもらおうておる、こういうことなんです。その後に行かれない。どうも私はこれまた、町長、理解できないんですよ。本人の理解を得られれば早期にやりたい、町長はこういう答弁をされておるんです。その答弁と合わないんです、先ほど来ずっと。どうも私が頭が悪いのかわからんが、理解できんですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（原田）前田議員、今の質問は通告に入っておりませんので、バスに絡めての発言だったらいいんですが。

○13番（前田）それはそうです。バスを入れるために言うておるんです。

○議長（原田）道路拡幅の問題については別の場でやっていただけませんか。前田議員。

○13番（前田）ということで、早く今言う交通不便地区、それに緊急を入れるから、議長がいき過ぎじゃと、こう言うわけですね。やっぱりそういう不便地区の解消のために、あそこの車の離合も含めて。だから、早くやらにゃならん。そこで、今言う、地権者も用地を出しますよ、同意しますよと言うておる。部長も言われるように、地権者に物件依頼をしたら、いいですよと言われたと。なぜ行かれないのか、こういうことなんです。だから、いち早く不便地区を解消すべき必要があるんじゃないかというように思うんですが、その考えはどうなんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）町道6号線の現道拡幅につきましては、できる限り早期に完成というか、工事ができるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）同意を得ておるんだから、早期というのはわかるんです。それは去年の6月、7月の話でしょう。ちょっと違います。もう大方1年が来るんです。もう8カ月を過ぎておるわけです。だから、なぜその間、今日までほうっておかれたのか、こう言うておるんです。何か特別な理由があるのかどうか、行きにくい理由が。町長も言われ

るように、本人は何かそういうことで、理解が得られればということですかね。そこらでほうっておかれるところの理由がわからないというんです。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）6号線の現道につきまして、昨年6月補正で予算をいただきまして、予算をいただいた部分につきましては物件調査をいたしまして契約まで済んでおるということで、予算の上がっていないところまでは物件調査をしようがございません関係で、行っていないということでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そういうことならそういうことで、地権者も同意されておるというので、いち早くやってくださいということで要望をしておきます。

それから、成人病についての医師会等とも話をする、こういうことなんですが、これは前にインフルエンザ予防接種のときにも言うておるんですが、なぜこういうことで、そういうかかりつけ医でインフルエンザの接種を受けたり、こういう健診をやりなさいというて通知を出しておるわけですから、町内の病院、医院に限定することはないんじゃないかということで、先ほど来言うておりますように、市民病院に行かれる人、県病院へ行かれる人、多くの病院へ行かれる人もあるわけですね。そこで、かかりつけの医師と一緒にそういう健康診断をしてもらおうと非常に医者としてもそういう個人の体調といいますか、体質といいますか、そういうこともわかりやすいということで、補正予算でも早く相談してやりたいという、何かそこらの相談予定というか、医師会というても、ようけあるのか、ここの安芸地区だけで済むのかわかりませんが、広く呉の済生会病院なんかに行く人も随分あるので、場合によっては県の医師会とも総体的にせにゃいかんんじゃないかとは思いますが、とりあえずは安芸地区の医師会とかというふうな身近なところで相談して、とにかく町内の人は町内だけでと限定されずに、いち早く利便性を図るという意味で、いつごろか、話の予定みたいなのを何か考えておられるかどうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）健康診査の広域的な利用につきましては、この平成20年度から医療制度改革が根本的に変わってまいります。その中で健康診査が義務づけになってまいります。そうした中で今後、医師会と今後の健診体制のとり方についてもいろいろ協議する場が出てまいりますので、その中で対応できるようなことについて協議をしていき



こういうようなものは今考えておられるのですか、どんなですか、今後とも。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）テレワークで育児なり介護休暇をしておる職員に、ある業務を自宅でさすという考えでございますが、町の職種といたしまして、自宅で完結する、それから、個人の情報等をどう処理するかというふうな問題もございますので、それが非常に今のところの業種では難しい問題だろうと考えております。

○議長（原田）次へ参ります。4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。大きく4つの質問をいたします。

まず第1点目、財政健全化への取り組みについて伺いいたします。平成18年8月28日に示された財政収支見通しによると、税制改正で住民税は増加するものの、三位一体の改革で交付税の減少となり、収益全体は平成17年9月に示された行政改革実施計画より大幅な減少の傾向にあると示されています。一方、歳出は、投資的経費の大幅な削減を計画されているが、借入金返済の増加に伴い、その減少幅は少なくなっています。その結果、平成22年度までの5カ年では毎年財源が不足し、累計で7億4,000万円が不足となっています。財政健全化に向けた具体的な施策をハードからソフトへ重点を移すと施政方針で言われています。以上のことから、財政健全化を進めるには、借入金の返済を最優先に、ハードの歳出削減、次にソフトの歳出削減を実施するという順にすべきと考えます。借入金の早期返済は、平成17年度の一般質問で提案したように、一部早期の返済がなされ、金利負担が減少した実績もあります。しかし、まだ借入金の返済負担は多く、抜本的に対策を講じる必要を感じます。そこで、次の質問をいたします。

1点目、借入金の返済に財政調整基金を充ててはどうか。充て方として、現在の14億円をすべて返済金に充てる。4億円を残し、10億円を返済金に充てる。また、現実的と考えられる半分の7億円を充てる。このような手法によるとどのようになり、借入金の返済に各々どれくらいの軽減できるか。また、土地開発公社の1億5,000万円を借入金の返済に充てるとどうなるか、伺いします。

2点目、毎年生じる不用額をすべて借入金の返済に充てるとどうなるか。

3点目、基礎的財政収支のプライマリーバランスは今後どのようなになるか。もし黒字が見込まれるならば、それも借入金の返済に充ててはどうか、伺いします。

4点目、極端な話ですが、1点目から3点目のように余剰金のすべてを借入金に充ててはどうか。キャッシュフローに悪影響があらわれ、一時的な借入金が増え、利払いが



増加することが予測されます。基金の繰りかえ運用の利用も含めて、一時借入金を最小限に抑えることのできる財政調整基金の担保はどれくらい必要か。

5 点目、財政収支見通しにおける健全化に向けた効果額が示されているが、ハードとソフトの各々の削減する額とその比率はどのようになっているか。また、今年度の実績と来年度以降の見通しはどうか、お伺いします。

次に、大きな 2 点目、福祉事務所の設置についてお伺いします。平成18年10月25日の議員全員協議会で広島県からの事務権限移譲に関する事務移譲具体化プログラム案が説明され、福祉事務所の設置に伴う移譲年度が平成20年度と示されていました。平成19年1月12日に安芸郡4町の議員交流会で広島県から、三位一体に伴う分権改革と道州制に関して説明を受け、その中で4町合同の福祉事務所が提案されました。1月19日と2月6日の広島県主催の地方分権懇話会と道州制シンポジウムでは、分権改革法による権限移譲の話が活発になされていました。引続き、2月7日から9日の3日間で、福祉事務所を先行して設置した北広島町、安芸太田町、大崎上島町を調査・研究した結果、財政面や人事面には多少の問題があるものの、サービスが身近になったということが得られました。広島県分権改革推進計画による権限移譲が迫られている今日、本町として福祉事務所事務に対して緊急性を要する課題と考えられます。そこで、次の点を質問いたします。

1 点目、福祉事務所の設置は本町独自か、近郊との連携で行うのか、また、各々の具体的な費用と人材確保はどのようになり、住民サービスはどのように変わるのか、お伺いします。

2 点目、権限の移譲事務及び移譲時期はどのように考えているのか、特に福祉事務所事務はどうか、また、移譲ができない場合にはどのようになるのか、お伺いします。

次に、大きな 3 点目といたしまして、地球温暖化対策やエネルギー対策を含めた環境整備についてお伺いします。国は地球温暖化対策推進法に基づく実行計画を平成17年4月に策定しました。これによると、地方公共団体はこの趣旨を踏まえた率先的な取り組みを行うこととされています。さらに、環境省は平成19年度エネルギー対策特別会計における補助・委託・交付金事業を行う予定です。この補助では、地方公共団体率先対策事業、例えば低公害（代替エネルギー、省エネルギー）車普及事業など、地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業、街区まるごとCO<sub>2</sub>20%削減事業などがあります。また、交付金では、地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業があります。環境対策を目的とする特徴あ

るまちづくりを目指して、次の点を提案し、その考えを問います。

1 点目、町内循環コミュニティバス運行事業に低公害車普及事業補助を検討してはどうか。

2 点目、学校の改修に地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業補助を検討してはどうか。

3 点目、東広島バイパスの防音壁に太陽電池パネルを利用し、道路の街灯、公共施設への電気利用や売電を行う街区まるごとCO<sub>2</sub>20%削減事業補助を検討してはどうか。

4 点目、ひまわり通りに太陽電池式の街灯利用を設置し、街区まるごとCO<sub>2</sub>20%削減事業の交付金事業を受けられたらどうか、お伺いします。

5 点目、以上、具体的に示しましたが、その他多くの平成19年度エネルギー対策特別会計からの補助・委託・交付金事業を早急に検討してはどうか、お伺いいたします。

最後に、大きな4点目、町内循環コミュニティバスの本運行について。町内循環コミュニティバス運行事業に関して、平成19年2月15日に説明を受け、本運行の計画が示されました。この計画について次の点を質問いたします。

1 点目、事業別コストを含めた財政収支見通しはどのようなになるのか。

2 点目、事業の実施計画はどのようなになっているのか。また、中止を含めた見直しはどのように考えられているのか。

以上、大きく4点の質問をいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員ご質問の3点目の2番については教育委員会から、それ以外については私の方から答弁をいたします。

財政健全化の取り組みについての質問でございますが、平成17年度から入札執行残等の不用額を財源とした町債の繰上償還を実施し、平成18年度も地域福祉基金を活用した繰上償還や、不用額を財源とした繰上償還を行い、財政の健全化に取り組んでいるところでございます。次に、繰上償還の効果額についてでございますが、これは繰上償還する町債の借入利率、償還残期間等により大幅に変わってきますが、繰り上げが可能な町債の18年度末残高2億5,000万円と言えば、繰上償還1億円当たり、平成32年3月の完済までの不要となる利子額は1,000万円、次年度以降の公債費の減は900万円程度です。

次に、不用額を繰上償還の財源に充てることについては、地方財政法第7条により、決算剰余金の2分の1を下らない額を基金に積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないとされておりますが、海田町では財政調整基金条例で、基金に積み立てること

にしております。繰上償還を行う場合は、積み立てた後、予算に計上して行うことになりますが、先ほど申し上げましたとおり、効果的に繰上償還できる額に限りがあります。

次に、プライマリーバランスの見込みについては、町債の発行抑制にも努めており、黒字が続くものと見込んでおります。プライマリーバランスの黒字化により余裕財源が生じた時点では、繰上償還も財源の活用方法の1つであると考えております。

財政調整基金の適正規模についてでございますが、特段の基準はなく、個々の自治体の財政力に応じてその額が決まるものと考えております。海田町においては、近い将来に大規模な事業が控えていることや国の歳入歳出一体改革が進められようとしていることから、より多くの財源を蓄えておく必要があると考えております。

次の財政収支見通しでの効果額についての質問でございますが、行政改革効果額として示している額については、ソフト事業のみ数値を計上しております。また、行政改革の効果額は、平成19年度で7,000万円、平成20年度以降は昨年お示ししました財政収支見通しの額を想定しております。さらなる行政改革を進め、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

福祉事務所の設置についての質問でございますが、1点目の、福祉事務所の設置を本町単独か、近郊と連携で行うのかとの質問については、4町の広域処理での検討を行っております。県の試算ではございますが、福祉事務所設置に伴う増加経費については、本町分では2億2,700万円特別交付税で措置されることとなっており、広域処理のときの人員としては23人を見込んでいます。また、住民サービス面から見たとき、身近なところで相談できるなどの利点はあるものの、現時点で住民サービスが格段に向上するかどうかは不明でございます。

2点目の福祉事務所の移譲時期につきましては、福祉事務所設置に係る国からの財源が特別交付税で措置されることとされており、不交付団体となった自治体に対しては財源確保が不透明な状況であり、福祉事務所の設置に当たっては、その財源確保を前提に事務の移譲を受けることとしており、明確な移譲時期は打ち出していない状況でございます。また、福祉事務所の事務が移譲できない場合は、引続き県の事務として県が処理することとなります。

地球温暖化対策やエネルギー対策を含めた環境整備についての質問でございますが、1点目の町内循環コミュニティバスの補助については、ご指摘の環境省の低公害車普及事業補助制度は地方自治体が新車を購入する場合が対象となっておりますので、現在の

運行形態でこの補助を活用することはできません。しかしながら、天然ガス車の導入につきましましては、地球温暖化の抑制や環境負荷の軽減に大きく寄与することから、今後とも調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目の、東広島バイパスの防音壁に太陽電池パネルを利用し、公共施設等の街区まるごとCO<sub>2</sub>20%削減補助事業の検討については、事業の対象が民間団体となっていることから、事業の導入はできません。この東広島バイパスの完成は平成20年代後半と言われております。町といたしましても、機会あるごとに早期完成を要望しております。

次に、4点目の、ひまわり通りに太陽電池式の街灯を設置し、街区まるごとCO<sub>2</sub>20%削減事業補助を受けることの検討につきましましては、先ほど申し上げました理由により、ひまわり通りなど、本町の道路への導入はできません。

次に、5点目の国の平成19年度エネルギー対策特別会計の補助・委託・交付金事業を検討してはどうかとのご質問でございますが、平成19年度、これらの対象となる事業は予定しておりません。

続きまして、町内循環バスについての質問でございますが、1点目の平成19年度の循環バスの運行経費につきましましては、臨時的な経費を除く経常的な経費は年間約1,823万円で、これから運賃収入予定額等を控除すると約1,467万円になります。したがって、今後毎年この金額と同程度の経費が経常的に必要になるものと考えております。次に、事業別コストにつきましましては、行政サービスは民間サービスとは異なり、営利を追求するものではなく、公共の福祉の増進を図ることを目的としております。したがって、単純にコストのみで比較することはできませんが、平成19年度の循環バスのコストは、年間約4万3,200人の利用があるとした場合、利用者1人当たり394円になります。これを平成17年度決算ベースにおけるその他の行政サービスと比較しますと、海田公民館管理事業が690円、海田東公民館管理事業が606円、総合公園管理事業が469円、ひまわりプラザ管理事業が258円となっております。このように、利用者1人当たりのコストにつきましましては決して循環バスが高額ではないと考えております。

第2点目のご質問についてですが、昨年の8月に議員の皆様にお示しした平成22年度までの財政収支見通しにつきましましては、循環バスの運行経費も含めて推計しております。なお、今後新たな財政健全化計画を策定する際には、循環バスを含むすべての事務事業の緊急性や費用対効果を改めて検証し、事業の選択を行ってまいりたいと考えております。

す。

それでは、3点目の2番につきましては教育委員会から答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木） それでは、学校エコ改修事業についてお答えします。環境省は、地球温暖化の原因になっている二酸化炭素の排出量を削減するため、平成17年度から学校施設のエコ改修と環境教育を一体的に行う学校エコ改修と環境教育事業を実施しております。現在、平成19年度補助事業のモデル校を全国で3校募集しております。この事業は、太陽光発電等の自然エネルギーの導入や断熱改修、屋上緑化を効果的に組合わせ、二酸化炭素の排出を抑制しながら、児童・生徒の快適な学習環境を確保することなどを目的に、実施設計費や本体工事費及び環境教育の実施にかかわる経費が補助対象となっております。今後、学校施設の建替え事業に取り組んでいくときには検討したいと考えております。

○議長（原田） 4番、西田議員。

○4番（西田） それでは、再質問をさせていただきます。まず、上から順番に、財政健全化への取り組みについての再質問なんですが、補正予算、それから施政方針等でいろいろ質疑・質問をしてきたわけなんですが、私が調べた範囲で、財務省の理財局の方からいろいろな調査・研究をさせていただいて、資料をいただいているんです。今、海田町に借金、一般会計と下水道会計と、各々合計値が幾らぐらいになっておりますか。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 18年度末の町債の残高でございますが、一般会計が123億8,400万、下水道会計の方が99億1,400万でございます。

○議長（原田） 4番、西田議員。

○4番（西田） これも12月議会等でもいろいろ質問をしてきたわけなんですが、それと、今回の補正予算と施政方針の方でいろいろ議論をしてきたわけなんですよね。できるだけ借金の返済をしていく方が、先ほど答弁にありましたように、プライマリーバランスは黒の傾向にあるわけなんですよね。だから、運用面上、黒に変わってきたということは、本来は借金の返済に回すべきことだというふうに思うわけです。今いただいた税金というのはできるだけ現住民の方にサービスを提供するというのが基本原則だと思うんです。できるだけ将来にわたってそういった負担をかけないというやり方を進めていく

ためには、この借金を返していきたいという私の思いがあるわけなんです。いろいろ返済方法はあると思うんですが、高い金利のものを早く返すというのは当然のことなんです。これがなかなか返すことができないというふうに理由を聞いております。特に下水道関係の借入金に対しては返済がなかなか難しいというふうに聞いておるわけなんです。下水道関係のところ、借入金で政府資金とか公営企業金融公庫からの借入金はなかなか返済が難しいと。これは相手が、国がありますので、国の方の要するに利益分が落ちてくるというようなことがあるんだと思います。それ以外の借入金があるのではないかなと思うんですが、まず第1点、下水道の方の借入金で、政府、公営金融機関以外のもので、あればご回答をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）下水道会計における政府系資金あるいは公営企業金融公庫資金以外の借入金として、市中銀行等から借入れているものの金額は2億8,300万円ほどあります。

○議長（原田）4番、西田議員。

○4番（西田）ということは、その借入金に対しては返済に関して足かせがないというふうに理解していいんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）これについては特に償還に伴って保証金等は払う必要はないというものでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、その2億何ぼの金額に対しての、各々は多分難しいでしょうから、平均でもいいですが、利息は幾らでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）約1.5%です。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）1.5%ということは、私の試算の中では、7%ぐらいの金利だったら、10年間で、返済をしなかった場合に借入金の約倍になるというふうに思うんですが、これは1.5%でもかなりの利息が効率的に使えるのではないかな。もし返済をすればですね。その1.5%をすべて返済した場合にはどのくらいになりますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それについては今計算しておりませんので、今度答えます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）昨日からいろいろ回答があったんですね。8,100万円戻して1,660万円ぐらいの利息分が浮いてきたとか。先ほどの話では、年に1,000万円毎年浮くのではないかと。次年度は900万円。こういうふうに言われたんですが、1,000万円とか2,000万円オーダーの金額がその返済によって生ずるわけなんですよ。これは例えば2,000万円と仮定して、5年間だったら約1億円浮いてくるんです。だから、借金をためている、これは一番最初に、理念的にはやっぱり将来に負担をかけない、これがまず解消できる、これが第1点になりますね。それから、日常のランニングに関してでもかなりの効果が出てくるといふふうに考えられるんですが、昨日からいろいろ、施設等の基金に充てるとか、こういうふうに言われておりますが、1億6,000万円、それから公社の1億5,000万円、これ全部で3億何ぼになるんですが、もしこの借金の返済をしたら随分なランニングに対する負担が軽減できるというふうに思うんですが、そこら辺は具体的には、公社の1億5,000万、無利子の状態で今置いておかれるんですが、ここら辺はできるだけ早く何らかの形で借入金の方に償還すべきだと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）おっしゃるとおり、繰上償還というのも1つの財政健全化の方向ではございますけれども、それはいわゆる財政運営を行っていく場合に長期で見なければならぬと考えております。それで、本町の場合は20年度には駅南口の区画整理事業が始まってまいりますし、23年度には西地区のそういった都市基盤整備が始まってきます。それから、庁舎も、今のあれでは平成24年度中に用地買収が終わるということですから、24年度中には少なくとも移転しなければならない。それから、25年度からは、今度は連続立体交差事業本体の負担金が入ってまいりますので、それは大体今の従来どおりの金額でいくと1年間に4億円程度の負担が必要になってくる。そうしたときにはやはりそれに対応するある程度の余力の財政がないと赤字経営というふうなことになるので、長期的に見ると、現段階ではそういった繰上償還の方に回せるような余裕はないのではないかというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そうなんです。だから、今の人に負担をかけてためておいて、実際にでき上がった今の人には使えないんですよ。今ためていってから、例えば20億ためたとしましょうか。15年後に物を建てた。庁舎が移転して、それは新庁舎をつくるかどうかはま

だわからんですが、新庁舎をつくったと。その15年間の人が使えるかどうかはわからないのですよ。使えるのはその先の人です。ということは、先の人が使うなら先の人に任すように、借入をその時点でした方がいいんじゃないですか、考え方として。今そういうふうには借入ができないような環境があるかどうかですよ。だから、できるだけ今のうちに、将来に負担をかけない、借金をしっかり返して、今の人からいただいたものはできるだけ今の人にサービスを返すという考え方が必要だというふうに思うんですが。実際にでき上がったものは、そのでき上がった後の人がサービスを受ける問題ですから、後の人に負担をしていただけないという設計が一番大事じゃないかということなんです。それを、今のうちにためよう、ためようと。どんどんたまっていくわけですが、それは全部今の人に負担をかけておるわけです。だから、そこらが基本的に、できるだけ今の人には負担をかけないで、将来のことにしましては将来の人に負担してもらって、今の人にもらったものは今の人に返すという考え方が必要というふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今の繰上償還等の考え方なんですが、今たまっている償還金というのが、以前に建てたものであるとか、以前につくったものを今現在の人が使っているという状況ですから、以前のものを公平に負担しているという状況です。通常の起債につきましては耐用年数の期間を償還期間としておりますので、その償還期間の方が等しく負担をするという意味では、財政運営上、繰上償還するということも大切なことかとは思いますが、理論としては同じようなことが言えると思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そうです。言われるとおりのことです。だから、今の人が恩恵をこうむっておるんですから、今のうちに借金を返していくというのが普通だというふうに思うんです。だから、償還を早く進められたらどうですかと言っているんです。国が、特に合併がいろいろ促進されて財政が非常に難しくなっているから、平成19年から21年までの3年間ほど繰上償還を実施してもいい、要するに自治体に対する財政負担を軽減する措置というのがとられているんです。この予算が地方債の残高、これはあくまで一般会計関係なんですが、3兆8,000億円が立てられておりまして、それから、公営企業に対しては1兆2,000億円程度が組み込まれております。こういうものを使うと、違約金などを払わないで、そちらが払ってくれるわけですが、違約金などを払わないで返済が可能で



あると。それから、前に質問したときに、違約金等を含めて、余り効率的によくないというふうに言われたんですが、ぜひとも19年度ではこういった制度を活用されて、効率的に返せる方法をもう少し見出していただきたいというふうに思います。まだお手元に行っていないんでしょうかね。行っているか、行っていないか、それをまずお聞きしましょう。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今、議員がご指摘の財政融資資金・簡保資金の保証金なしの繰上償還については、既に一般会計分については詳細について来ております。企業会計分については中身が来ておりませんが、一般会計分につきましては、海田町では金利が7%以上のものしか該当しないと。実質公債費比率が本町の場合は11.1でございますので、一番基準の厳しいところ、繰上償還がなかなかできないというところで、7%以上のものなのですが、これにつきましては18年度末残高が8,000万しかございません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そうなんですよ。要するに、公債費比率でいろいろな制限がある、償還するのに条件があると言われておるんですが、公営企業に関しても、今申し上げましたように、1兆2,000億円程度プールしてあるから、返済できるかどうかを調査・研究してもらいたいんですが、今の公債費比率の問題なんですが、現時点では、昨日から質問が出ておりましたが……。先に経常収支比率の方から言わせてもらいますが、経常収支比率が非常に悪くなってきていると。昨日の質問の中で10年度と14年度、これは80%以上になってきているんですが、その80%以上になったときの対策、経験ですね、その後落ちていった経験、それはどういうもので落ちていったのか、お伺いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今の経常収支比率につきましては10年度等の単年度ですから、それはそんなに対策は講じるというか、ある程度の経費の節減が図られたと。今回の場合は二、三年そういうのが続いていますから、それはそういうさらなる行政改革なんかで、よくなるようにやっていきたいということです。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今、二、三年と言われたんですが、決算ベースでは2年なんですが、じゃ、18年度、今年度末ではどのくらいになるんでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）経常収支比率につきましては、昨日、桑原議員の一般質問のところでもお答えしましたが、あくまでもこれは決算ベースでの話ですし、内容について経常と臨時の経費に分けなくてはいけないということです。今現在では18年度の見込みについては試算しておりません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）予測でもいいんですが、要するに80%以上になるかどうか、その点はどうでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）昨日もお答えしたとおり、予測での発言は控えさせていただきます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）となると、1年、2年が加わったからというて、危ないかどうかというのはわからんという意味でしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）19年度予算でもあるように、公債費の償還額が増えてきておりますので、落ちるということは考えにくいかなというふうには思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、経常収支比率は上がって行って硬直化が進んでくるというふうに理解してよろしいわけですね。この公債費の方に今度は話が変わるんですが、公債費も17年度決算ベースで14.7。実質公債費比率、これは国がどんどん導入しなさいと。それに対して対策を講じなさいというふうに言ってきていると思うんですが、これが11.1%ですか、17年度決算では。ここらが、私が見る範囲では下水道関係の工事の先延ばしが随分あったと思うんですね。5年間据え置きとかそういったものがもしここへ入ってくると、18年度の決算ベースから19年度の予算ベースでどのように上がってくるのでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）実質公債費比率につきましては、17年度で11.1という数字が発表されております。これはあくまでも見込み数字ですので、正確な数字になるかどうかというのはありますが、一応今試算をしているところでは、18年度見込みが12.7、19年度見込みが13.7程度になるのではないかと試算をしております。

○議長（原田）西田議員。

○４番（西田）ということは、大ざっぱにくくって、１年ごとに１％オーダーで上がっていくと。そのうちには１５に近づくし、そのうちには１８に近づくというふうに見えるんですが、それは当然借入金が多いというのが前提にあるわけですね。だから、できるだけ早く借入金を返済して、現在利益を受けている方々のお金を使って借入金を返済する。将来利益を受けられる方々においては将来で借金をしていただいitてつくっていただくというふうに、要するに経営のやり方ですね、自治体の経営のやり方を基本に戻ってやるべきだというふうに思うんですが、いろいろ数字を並べてもなかなか難しいでしょうし、予測等もいろいろ入ってきますから、難しいので、最後に町長さん、この二、三年の間に私もいろいろ質問させてもらって、事業別コストの計算とかそういったものを入れながら、先ほどの説明がありましたよね、コスト計算すれば、そういった意味でいろんな意味で説得力が生まれてくるわけなんです。だから、そういったものを早く定着させていただくということと、先ほどの受益に対する負担というバランスをきっちりさせていただく。将来の行政改革を今から進めていって、将来は安定した自治体にしていただきたいと思うんですが、今の要するに受益に対する負担、そういった考え方のもとで将来進められていくのかどうか、その具体的な施策が１９年度、２０年度にわたって随時出てくると思うんですが、借金返済に関しても随時努力していくかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この公債費比率の問題とかバランスの問題を含めても非常にこれは一番関心を持っていただく事案だと私も認識をしております。しかしながら、先ほど担当課長が答弁していますように、まだ我がまちにおいてはいろんな施策が山積しております。それにつきまして、今までやってこられた前のいろんな行政をそのままに引き継いでいくためにはいろんな紆余曲折があると私は考えております。その意味で、早く償還したいのはやまやまでございますが、次に控えたいろんな施策に対しての対応とか準備がないと、ただ毎年毎年切りかえるということというのは難しいものですから、そういうことを含めながら十分に検討しながらやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）西田議員。

○４番（西田）じゃ、よろしくお願いします。

それから、次に福祉事務所に関してなんですが、この質問の中でいろいろ書かせてもらったんですが、いろいろ近郊調査をしてきました。先ほどの回答の中にも、単町レベ

ルで言いますと2億2,000万ぐらい財政的負荷がかかるんじゃないかと。人員的には23名ですか、そういった人的な負荷もかかってくるというふうに思われるんですが、方法としては4町の広域連合でやっていきたいというふうに言われているんですが、これが、4町の状態を見てみますと随分内容が違うんですが、これは昨年12月の時点で福祉の生活保護関係だけを調べさせてもらったんです。一番大きいのは生活保護関係の医療関係なんです。この負荷が物すごく大きいという、各町でも言われていました。それは人数に比例しますので、人数を見ていきますと、坂町が25世帯の48人、府中町で317世帯の443人。これは最大と最小を言わせてもらったんですが、海田町が117世帯の202人というふうになっております。これだけでも実態が全然違うわけなんですよね。この4町だけでも実態が違う。それに、先ほど説明がありました、権限移譲に対する国の処置ですね。その処置も、不交付団体になればその処置がどうなるかはまだ未定とか、財政の裏づけも非常に難しい。だから、財政面も難しいし、そういった内情も随分違うわけですから、この4町が。そこら辺がどのように展開していくか、私は見えないんですが、町長さんが4町で協議していきなさいと。先ほどの答弁の中で、できるだけ早くしたいというふうに言われたんですが、何を早くしたいのか、協議の結論を早く出したいのか、福祉事務所を早くつくりたいのか、よくわからなかったんです。何を早くされたいのかというのを伺います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）福祉事務所の件につきましては、広域の例えば消防のように一部事務組合の形とか、し尿処理の問題を坂でやっていただいておりますことも含めて、そういう形になると思うんです。ですから、4町がそれぞれ違うというのは当たり前のことでありまして、人口にしても規模にしても違うわけですから、そこらを勘案しながら、まとまるものはまとめて、県の指導もいただきながら早急にやりたいという気持ちはあるんですが、その調整が、昨日も府中町が不交付団体になった場合も含めて県にどういうふうな指導をいただくかということをあわせて、つくらにゃいけないのは、今いろいろ皆さん研修に行かれて、例えば1郡1町でほとんど皆できていますよね。大崎上島、安芸太田とかできておりますが、安芸郡の場合は4町があるわけですから、それに沿うような体制づくりを先にやりながら県の指導を受けてやっていきたい。できるだけ早くやった方が県の方も喜んでくれますし、我々も対応がしやすいというふうな考えから、今、協議の最中でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、できるだけ早くやらないといけないというのはわかるんですが、今説明したように、内情は随分違うんですよ。大崎上島の件を言わせてもらおうと、大崎上島は、今まで県でやっておったものを要するに単町へ持ってきた、福祉事務所をですね。そうした場合に生活保護関係の世帯が、県のときには48だったのが、単町でやると38に落ちた。要するに、小さいところでやったらうまくいったよというような結果もあるんですよ。だから、広域がすべてではないというのをしっかり頭に入れていただいて、いろんなところを調査されて、メリット、デメリットをきれいに整理されて、福祉事務所に関しては4町は広域でやるのがいいのかどうか、これはしっかり調査・研究の中で早期に結論を出していただきたいんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この福祉事務所の件も、昨年も4町で私ども、担当部長も一緒に大阪の島本町、それから、奈良の十津川村へも行っているような先進地の様子も見せてもらったり、また、事務レベルではいろんなところで議員の方の研修をいただいていると思いますし、そこらを含めて町の方針をはっきり定めていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そうなんですよ。やっぱり単町でそういった施設があると、住民の方のサービスにおいては非常に便利であるというような、各町でも言われていましたので、そういった面をしっかりと踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

その次に、3点目の地球温暖化やエネルギー対策、これが今物すごく叫ばれてきておるんですね。特に今年は温暖化がこの冬物すごく傾向が出てきておりまして、雪が降っていないような状況ですね。年に大体3回ぐらいは降るんですが、今年は海田町はほとんど降っていないような状況もあります。やっぱりこれを対策していかないと、こうやって議論する以前の自然が破壊されてしまうと、我々は議論しようがなくなるような事態も起こり得るわけですよ。だから、やっぱり自然を大切にしていかなんといけない。これは、今はやりの映画が放映されておりますよね。「不都合な真実」ですか、というのを私は見に行かせてもらったんですが、そういう意味で、データに基づいて映画が説明されていますから、ひしひしと危機感を感じたんです。海田町もそういった意味でいろんな取り組みをしていかなんといけない。特に循環バス、これは動く広告塔ですよ、本当に。庁舎に看板を掲げるよりもよっぽどバスの方の効果が大きいと思うんです。この動

く広告塔をぜひとも、芸陽バスとの折衝をしないといけないと思いますが、やっぱり公害対策、エコ関係の車に進化させていただきたいというふうに思うんですが、そこらの今後の交渉ですね。前からよく出ている話なんです、常に検証しながら変化させていきたい、進化させていきたいと言われておるんですから、今の状況がいつまでも続くとは考えられませんので、できるだけ進化させていただきたいというので、そこら辺の調査・研究はどうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、坂町なども省エネの環境美化にしていまして、どういう形でやられたということも含めて調査をしていますし、今後、今おっしゃるような形で町も取り組んでいきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）循環バスは一例で、坂は天然ガス車だったと思うんです。要するに二酸化炭素が少なく、天然ガスには水素が多いですから、水に返っていくというふうに、そういう意味で環境負荷が少ない、こういったものがいろんなところで考えられると思うんです。昨日の施政方針の中にもあったんですが、瀬野川の排水ポンプ、こういったものもある意味じゃ省エネ対策のポンプを使うとか、いろんなところに利用できてくると思うんです。今日も話がありましたが、総合公園に、できるかどうかは別としても、風力発電、そういったもので啓蒙活動をしていくとか、いろんなところに今の最先端の技術をできるだけ取り入れてやっていただきたいんですが、先ほどの教育関係の方は、建替え時にそういったものをしっかり研究しながら導入を図っていききたいというふうに回答を受けたんですが、教育関係以外にもどんどんそういったところが導入できるものがあると思いますので、そういった意識でしっかり対策を講じていただきたいというふうに思いますので、町長、その決意の方はどうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この施設、風力発電をしたりいろんな新しい新システムができておるのは、我々もいろいろ研修などで知っておるわけですが、結果的に費用対効果の問題で、どれぐらい費用がかかって、どのぐらいその効果が上がるということが一番の問題で、それらを含めて検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）費用対効果を考えにゃいけないのは当然なんです、啓蒙活動も1つの費

用として見ていただきたいというふうに思います。

次に、4番目の町内循環コミュニティバス運行に関してなんですが、今いろいろ質問した中に、環境負荷の少ないバスを導入してはどうかというので、天然ガス、アルコール、それから水素ガス等を含めたいろんな車が出てきておると思うんです。そういった関係に対しての補助金があるとは思いますが、そこら辺、現状で、あるかどうかをお伺いします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）先ほど西田議員がご指摘の国土交通省の方では、町長が答弁したように、自治体が新車を購入した場合が対象になります。現在の芸陽バスを例えば改造して液化天然ガス車に改造する場合は、経済産業省の天然ガス自動車導入費補助事業という制度がございます。これは改造費の3分の1が補助になるという制度でございます。現在、この制度を調査・研究しております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そうなんです。だから、先ほどの前田議員の方にも話がありましたが、大型バス等に関してはなかなか開発が行き届かない面があるんですが、先ほどの提案の乗用車というのは普通のハイルーフの乗用車なんですね。少しロングで15人乗りと10人乗りという、そういったところに関してハイブリッド関係の車とかそういったものがどんどん導入を図られてきておるわけなんです。だから、やっぱりこういったところをしっかりと研究していただいて、前向きにこういったところをやっていただきたいというように思うんです。

それからもう一つ、安倍総理大臣も言われているイノベーションですね、技術革新、いろいろ言われております。そういったものが日々進化しておりますので、町内循環コミュニティバスに関しても導入を図られて、いつごろ再検討、ずっと続けられようとしているのか、その時期というのが私ははっきりわからないんです。だから、どこらをめどにまずは契約されていこうとしているんですか、お願いします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）来年度、今の総合計画の後期5カ年計画の実施計画の見直しとか、財政健全化計画の見直し、行政改革の見直し等々を予定しております。先ほど答弁でも申し上げましたように、その中で循環バスだけではなくすべての事務事業の見直しを行って、改めて費用対効果等を検証して事業の選択をしてまいりたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、そういった行革を含めて検討の中に、先ほどありました前田議員の10名とか15名とかというバス、それから、今提案させていただいたようなこういう環境負荷の少ないバスの導入とか、そういったものは随時実行されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）そういったいわゆる環境の負荷を軽減するようなバスの導入については検討をしていきたいと思いますが、前田議員のおっしゃっているのは、15人乗り等の、いわゆる今のバスを小型化してやるというのは、それは芸陽バス自体がそういう車両を持っておりませんので、そうすると、町の方が購入して他の業者が運行するということになります。そうしますと、今の既存の芸陽バス路線が走っていますから、そういう乗客が減ってきたりして赤字になる場合があります。そうすると、今度はその赤字を町が補てんしなければいけない。それからもう一つは、そういう既存バスがある関係で、地域公共交通会議の中でそういった地域の交通政策を検討していく中で、既存のバス路線がある場合は、他の民間業者が入る場合は許可にならないだろうということで、そこらのあたりが一番大きなネックになっております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）これで最後にしたいと思うんですが、町内循環コミュニティバスは動く広告塔です。いろんな意味の宣伝ができますし、町政の宣伝もできます。それから、環境保護の宣伝もできます。もっと言えば、その広告を載せることによって、先ほど説明がありました394円ですよ、このコストもどんどん下がる可能性を持っているわけなんです。だから、そこら辺をしっかりと今からバスを使った広告を図っていただきたいんですが、そのお考えの方はいかがでしょうか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）19年度からコミュニティバスの本運行をするわけですが、ご指摘のあることも当然でございまして、我々も当然それは考えております。今までも試験運行の中で広告を掲載していくとかというようなこともやってきておるわけですが、今後そういった車両自体、あるいは車両全体の中での動く広告塔ということでの知恵を出してこのコミュニティバスを活用していくというふうにしたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。



○４番（西田）じゃ、最後にくくらせてもらいたいんですが、一番最後の町内循環バスのところでいろいろ答弁がありました。行政コスト、事業別コストの説明を受けて、なるほど納得できる点がかうかがえるわけなんです。だから、今後とも、昨年初めて行政コスト、またもっと細部にわたる事業別コスト、こういったものが出てきたと思うんです。これはまだまだ不備な点が多々あると思うんです。人件費等も含まれていないとか、それから、今後指定管理に持っていくとどのような形になっていくか、そういったものを随分町民の方にそういうものが理解されるような情報を今後ともしっかり出していただいて、我々議員だけではなくて町民の方々にしっかりそういった情報を出していただきたいというように要望して。しっかり研究してください。いろんなことがあると思いますので、よろしくお願いしたいと、お願いで終わりにしたいと思います。

○議長（原田）暫時休憩いたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。5項目について質問いたします。

まず1項目、自治法改正による収入役制度の廃止、副市長（副町長）の導入についてでございます。今回の自治法改正は、地方公共団体のみずからの判断によるトップマネジメント体制の構築のために4月1日からスタートいたします。収入役は廃止し、補助機関である職員の中から会計責任者を置くとなっております。担当事務は従前の収入役と同じとしております。そこで、質問いたします。会計管理者の職務の複雑、困難及び責任の度に応じて適切に級別職務分類表に分類し、適合する級への格付を行うべきとありますが、町は格付をどのようにお考えでしょうか。

次に、副町長についてでございます。今回の名称変更に加えまして、助役の権能に追加し、政策・企画をつかさどること、長の事務の一部につき委任を受け、みずからの権限と責任で当該事務を処理するとしております。町はこの、事務の一部につき委任を受け、みずからの権限と責任で当該事務を処理するということをどのようにお考えになられておりますでしょうか。

次に、再任用制度の活用について質問いたします。我が国において急速に高齢化が進み、経済社会の活力を維持していくために、高齢者がその豊かな知識、経験を生かせるよう、また、共済年金の60歳代前半の給付の弾力化を行うに当たり、再任用制度が平成13年4月1日に導入されました。我が町も平成13年3月13日に条例改正をいたしました。そこで、質問です。

平成14年以降、毎年の再任用で雇用された人数は何人でしょうか。

2、町の今後の再任用制度に対する方針はどのようにお考えでしょうか。

項目3、広島市東部地区連続立体交差事業のスケジュールの見直しについて質問いたします。高架本体工事に着手すると、工事期間中継続して多額の事業費を要するため、現在の厳しい財政状況では広島高速関連道路整備と同時期に進めることは困難であることから、広島市が困難ということから、高架事業の着手はこの高架道路整備の完了する平成25年度とすると見直されました。見直すと高架本体事業の着手を平成25年とし、工事の完了年次と現計画の平成27年度から平成34年度に変更が決定いたしました。

そこで、質問ですが、庁舎移転の問題はどのように変更なされるのでしょうか。

2、財政収支見通しのハード事業の見直しのうち、小・中学校関係の事業をもとに戻し、また、計画を見直されるお考えはないでしょうか。

次に、学校環境整備について質問いたします。義務教育の教材整備につきましては、昭和60年度に国庫負担が廃止され、一般財源化され、一般財源後の財政上の措置として、地方交付税により財源が措置されてまいりました。

質問1ですが、平成17年度の海田町の小・中学校における措置額は幾らだったでしょうか。

2、平成17年度の各小・中学校の教材購入予算額はどのように予算計上なされておりましたでしょうか。

3、町長の学校教育における方針をお尋ねいたします。

最後でございますが、子育て支援について。昨年12月議会で取り上げました妊婦健診診査受診票の交付枚数の拡充を一般質問いたしました。妊婦の健康診査には経済的な負担があることから、周辺市町の実施状況等を参考にしながら研究をする。最終答弁では、全体的に、総合的に勘案して検討すると答弁がございましたが、本年2月、厚生労働省は、現在の2回から5回程度に増すとした方針が決定されました。と同時に、妊婦健診の周知・広報活動に取り組むことが織り込まれました。

1、町の実施時期は。

2、妊婦健診の周知・広報についての方法は。

以上、質問いたしますが、この子育て支援の妊婦健診診査受診票は施政方針の中で実施をされるということでしたが、再質問でまた違った角度から質問させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（原田）西山議員、確認したいんですが、学校環境整備についてのご質問の中で1、2、3をおっしゃられたんですが、私どもがいただいております質問通告書の中には平成18年度の措置額はお聞きになっていますが、今のお話の中では17、17とおっしゃったので、これは18でよろしいですか。

○9番（西山）申し訳ございません。18年度でございます。失礼いたしました。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁をいたします。

まず、地方自治法の一部改正による収入役制度の廃止及び副町長の導入についての質問でございますが、1点目の会計管理者の格付に対する町の方針につきましては、今まで収入役は特別職であったことや、法改正による特別職廃止の趣旨を踏まえて、各地方公共団体で判断し、適切に分類することとなっておりますので、これらを考慮し、現在検討しているところでございます。

次に、2点目の副町長の新たに追加された権能については、政策・企画をつかさどること及び事務委任ともに、改正前の助役の権能と変わるものではありません。新たに加え明文化することで、副町長の権限を対外的に、より明確にしたものでございます。副町長と名称は変わりますけれども、今後とも私の補佐役として職務に携わっていただきます。

再任用制度の活用についての質問でございますが、1点目の平成14年度以降に再任用した職員数は、平成14年度1名、平成15年度1名の、計2名です。

次に、2点目の今後の方針につきましては、退職者の補充調整を図り、職員の削減に取り組んでいる状況の中で、若手職員の育成を喫緊の課題ととらえておりますので、再任用制度の活用については、現在のところ、考えておりません。

連続立体交差事業のスケジュールの見直しについてでございますが、庁舎の移転時期につきましては、これまで連続立体交差事業のスケジュールが不透明であったため、見通しが立ちにくい状況が続いておりました。しかし、今回、スケジュールが見直され、

完成時期が7年おくれることが明らかになったことから、庁舎の移転時期について事業主体である広島県と改めて協議したところ、連続立体交差事業の用地買収が終わる平成25年度の前年の平成24年度ごろになるのではないかとのございます。このように、移転時期がある程度明確になりましたので、今後、平成24年度には新庁舎が完成するという見通しのもと、具体的な移転スケジュールを作成していきたいと思っております。

次に、2点目の質問でございますが、昨年8月にお示した平成22年度までの財政収支見通しの中で、連続立体交差事業についてはある程度弾力性を持ったスケジュールで推計したため、平成22年度までは用地買収費のみを計上し、本体工事の着手の時期は平成23年度以降になるものと想定しておりました。したがって、このたびのスケジュールの見直しにより、財源に余裕が生じたわけではございません。以上のことから、先の財政収支見通しの中で、平成23年度以降に先送りした海田小学校の体育館や海田中学校の北・中校舎の大規模改修事業を、現段階ではもとの時期に戻せる状況にはないと考えております。これらのハード事業につきましては、来年度見直しを予定しております。財政健全化計画や行政改革実施計画、これに基づく後期5カ年計画の実施計画を策定する中で、事業の緊急性や費用対効果等を総合的に判断し、実施時期等を明らかにしていきたいと考えております。

学校環境整備についての質問でございますが、地方交付税の算定における基準財政需要額に算入された義務教育の教材整備費については、小学校の1学級当たりの全国統一単価が約22万円で、海田町の総学級数が64学級ですので、1,408万円でございます。中学校についても同様に統一単価が約27万1,000円の26学級で704万6,000円、小・中学校合わせて2,112万6,000円でございます。

次に、平成18年度の各小・中学校の教材購入費の予算額についてでございますが、予算編成時に交付税算入額を基準とした予算要求枠を設定しており、そのうちの教材整備費に係る経費は小学校4校合計1,363万2,000円、中学校2校合計710万1,000円でございます。各学校の要求とも、定めた枠の中で、特色ある授業を展開する上で必要な教材の整備と判断し、要求どおり認めております。

続いて、学校教育についての方針でございますが、学校教育は、子どもたち一人ひとりが充実した学校生活を送り、豊かな心とたくましく生きる力を育て、社会の変化に対応しながら将来を担う人づくりを進めていく上で重要な役割を担っております。このた

め、児童・生徒が意欲を持って楽しく学び合える教育環境や教育条件の整備を進めてきたところであり、今後も厳しい財政状況の中でも可能な限り予算の配分に努めてまいりたいと考えております。

最後に、子育て支援についての質問でございますが、1点目の妊婦一般健康健診票につきましては、平成19年度から現状の2枚から5枚に交付枚数の拡大を行い、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減が図れるよう予算化をしております。

2点目の妊婦健康診査の周知につきましては、母体と胎児の健康管理のため、定期的に妊婦健診を受けることが重要であることから、その必要性を母子健康手帳の交付時や町広報などを通じて周知してまいりたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。まず、先ほどの会計管理者の級をどこに考えておられますかと、近隣を勘案してどういう級にという明確な答弁はなかったんですけれども、それはどのようにお考えなのでしょうか。

次に、副町長なんですが、改正前は、権能ですね、長の補佐、補助機関の職員の担当事務の監督、長の責務代理でございます。今回改正がなされますと、それに権能が追加されるその追加の中に、政策・企画をつかさどること、もっと大事な、この政策・企画をつかさどることということは、改正前も助言などが行われていたと判断できるわけですが、次の、町の事務の一部につき委任を受け、みずからの権限と責任で当該事務を処理、これは事務委任規程による正式な委任、町長が副町長に正式に委任されて、副町長がその権限を持つという、この今回の改正点で私は、この助役と収入役廃止の2つの目玉は、今の級をどこにするかということと、副町長に対しては今から権限を分散して、そこに集中して事務を執行するための今回の改正の目玉だと思っております。だけど、先ほどの答弁でいきますと、現行と何ら変わらないというふうな答弁でしたけれども、今回のこの改正点には大きな意味があると思うんですけれども、その辺をもう1度よろしく願いいたします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）まず、会計管理者の級の格付でございますが、これは今まで特別職の収入役という身分の責任がございますので、それに相応する、課長以上の職の格付になるかと思います。それと、今の副町長の件でございますが、事務委任規則でもって委任をするという項目につきましては、従前、自治法の153条の1項に同じ、今これを副町

長のところに引用して表記をしておりますけれども、従前も153条の第1項にございました。ここの中の委任できる吏員の中にいわゆる助役も含まれるという解釈でございました。ただし、今回それを明確にするために、副町長という表現とともに、そこにその規定が前の方にも重ねて持ってこられたということでございます。それで、実際にそういう事務がどういうものであるかということでございますけれども、例によりますと、企業誘致等に関して企業との契約交渉の事務を受け持つとか、そういう特定の分野について委任を受ける。それは規則で委任を受けて、それを告示するという手続きが今回は加わったものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、現行では副町長に委任をする項目はないと判断してよろしいわけでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の本町の状況ですとそういうことになろうかと思いますが、特にそういう必要な事項が生じた場合は事務委任規則で明定をしまして、告示して、副町長の権限でもって事務を完結するということになろうかと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）この権限委任は私は限られた業務に対しての権限委任でないと認識しているんですけれども、その点は限られた権限しか副町長には委任できない規定なんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）まず、町長がおるわけでございますので、町長の事務の一部を委任するというところでございます。その一部というものが複数にわたろうと1つであろうと、それは規則で羅列するわけでございますので、範囲は広くはできるわけでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それで、私が思いますのは、まず、私の提案なんですが、教育委員会の町長職務権限がございますね。その教育委員会における長の職務権限を副町長に委任をするという方法はとられるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の教育行政というものは町行政と離れております。これは、一部ほかの自治体で教育分野を市長部局、町長部局へ持ってきた例がございますけれども、また、そういう方向に行っておるところもございますけれども、今の行政のたてりの中で

はそれは独立したものという考えであろうかと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私は今、手元に持っております。教育委員会の職務権限と、教育委員会における長の職務権限があるんですね。「地方公共団体の長は、次の各項に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する」という項目が5項目ございます。これは教育委員会ではなく公共団体の長が所管する事務権限があるわけです。この権限内を副町長に権限移譲をなされて、町長は教育委員会以外のほかの執行に全力を挙げていただかれて力の分散を図られてはどうかという提言なんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今後その必要に応じて判断をお願いしていきたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、J R 高架事業の7年間の先送りについて再質問いたします。これは、合併ができておりましたら、建設計画の838億余りの中で高架事業が四百数十億の財源確保が明確にできておりましたので、この近隣の方をはじめ、町民の皆様の安全・安心のまちづくりが進んだと思われませんが、寂しいかな、単独町政でいくということで7年延期になってしまったわけですが、先ほど私もこのハード事業の見直しを見ておきますと、それと財政計画ですね、これをもっとじっくり見ておきますと、収支見通しを見ておきましたら、平成20年以降は投資的経費を5億、4億、4億という、これでまちづくりができるんだらうかという見通しの予算計上になっておりまして、びっくりいたしました。もしもこれが計画どおりに高架事業が進んでおりましたら、本体工事に入りますのは平成18年で、今19年ですけれども、このときになぜ気がつかなかったんだらうと思うんですけれども、本体工事にもし着手しておりましたら、この財政収支見通しの財源ではとんでもない、執行ができないと思ったわけです。その中で、ハード事業の見直しの中を精査していきますと、今、庁舎移転事業を24年度に完成させますということは、何年度から設計をし、何年度から工事に着工しないと24年度の完成にはならないんでしょうか。その辺の計画をまずどのようにされていますでしょうか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）詳細なスケジュールにつきましてはこれから精査してまいります、現在大まかなスケジュールを立てております。それでは平成20年度に庁舎移転の基本計画を策定、平成21年度に基本設計、物件調査、補償交渉等を行うと。平成22年度に実施

設計、23年度から24年度にかけて新庁舎を建設と。それと、24年度末にかけて移転と現庁舎の解体。大まかなスケジュールはこの程度を予定しております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、このハード見直しでいきますと、1年間後ろに持ってきたと判断してよろしいわけですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）現在の大まかなスケジュールではその予定でしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それと、中店小学校線踏切が19年度に事業を着手するようになっておりますけれども、前倒しで事業をされておりますし、この表を見ておりますと、答弁と予算書とこの表が一致しないことが多いわけですが、先ほどでは、この22年度までの計画でいきますと、高架事業に対しましては本体工事にももちろん入らないし、用地買収だけの予算計上しかしていないので、ほかのことは前倒し計画はできないと言われます。確かにこのハード事業の収支見通しを見ますと、20年度が投資的経費は5億、21年度は4億、22年度も4億という、この中では、とてもではないが、事業ができない見通しを立てられています。その中にありまして、本年度の投資的経費は見通しよりも6,000万余り増額の予算計上になっておりますし、三位一体の税収の増収を見込みますと、本年度財政健全化計画の策定進行管理を19年度に実施というふうにはなっておりますが、その中に、私は精査をしますと、もともとありましたこの一番大事な学校の大規模改造事業を、もとに戻すとまでは言わなくても、当初の23年以降に実施をするという計画をまた前戻しにはできると考えているんですけれども、その辺のお考えはないでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）財政収支見通しで平成22年度までに13億のそういう財源不足が生じますということで、今の収支見通しに基づいてそういう実施計画を立てておるわけですが、それでは財政の健全化を図る必要があるので、今年度新たな行政改革、それから財政健全化計画に基づいて実施計画の見直しを総合的に行っていくということでございますので、そこらあたり、事業の緊急性あるいは必要性、費用対効果等を考慮して再度財政健全化計画に基づいて実施計画を策定していく、見直しをしていくということでございます。

○議長（原田）西山議員。



○ 9 番（西山）19年度に見直されるということは、もう見直さないと、去年策定されたのが1年で随分変わっているわけですし、このまま見直さないでいけるわけではないはずですが、そのときに緊急度を勘案して見直しの事業の優先順位をつけていくということでしたが、そのときに学校教育施設を優先順位としてどの位置につけてお考えになろうとされておりますでしょうか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）学校の校舎、あるいは避難施設となっております体育館、これらあたりの改修代、耐震補強、大規模改修、これにつきましては現在、最終的に全体計画の中で何をどういう順番でやっていくかということについて、これは教育委員会の方で全体的な計画を立てていただくということにいたしております。そうした計画に基づいて町全体の財政状況を勘案しながらの実施計画を策定していくということになろうかと思います。

○議長（原田）西山議員。

○ 9 番（西山）次に、再任用問題でございますが、これは本当に公務員の方が60で定年を迎えられて、企業におきましては定年が65歳にだんだん移行していく中で公務員も再任用制度を積極登用といいますか、導入するよという形で平成13年度にできたわけですが、先ほどの答弁でいきますと、13年度にこの任用制度を条例化し、平成14年度で1名、平成15年度で1名で、それ以降3年間は再雇用の職員さんはいらっしゃらなくて、19年以降も考えてはいないという答弁でしたけれども、この平成19年度予算を見てみますと、確かに職員さんの定数減の中で給与は平成18年度よりも949万減額になっておりますが、それに引きかえ、今度は臨時職員の賃金が628万円増額となっております。臨時職員さんが適材適所の場合もございますが、職員さんが退職されて、その後の職務を、臨時職員さんでできる職務であるかもしれませんが、経験豊かな方がやはり再任用制度で、私はある程度の比率は、もちろんそれは個人の意思ですから、幾ら行政の方が、あなた、再任用制度はどうですかと言われたとしても、職員の方が、いいえ、私は退職しますと言われまして、それはどうしようもないことではあります、そうでない場合は、この平成19年度の予算を見ただけでも、給与は949万確かに削減になっております。しかし、賃金は628万増額となっております。これを見たときに、ノウハウのわかった方が、この再任用も短時間労働も認めているわけですから、ある程度積極的に再任用制度も取り入れて円滑な事務事業をしていかないと、町民の皆様のサービス低下にも及びますし、また、事務執行の上においてミスが起こってくるんじゃないかと思うんです。私はさっき

の答弁で愕然としたんですけれども、国の方針で定年制が65歳、もっと上に行こうとしているときに、公務員の皆様だけ、60歳になったらもう雇用しませんよという。法律がなければ仕方ございません。しかし、それをかんがみて再任用制度を国が制度として取り入れているわけですから、私はもっと積極的に、臨時職員を雇用するのであればなおさらのこと、ノウハウのわかった職員を再任用すべきではないかなと思うんですけれども、町長、もう1度この辺に対してのお考えをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）職員の退職の件で、再任用につきまして、先ほど答弁したとおりでございますが、やはりその人の能力の問題が、例えば建設とか土木とか専門的な、技術的なものを持っておられるとか、ただ普通の事務だけというものの、いろいろ千差があると思うんです、職員の中には。そういうことを含めながら、現在行財政改革をしながら、再任用制度のあることもよくわかっておるんですが、今現在の町の財政的なものも含めて再任用の問題は、適当にと言っちゃ失礼なんです、なかなかそれに合った人がいない限りはしないという方向に思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私は、定年退職をされて、もちろん65歳まではある程度再任用を登用すべきと考えているわけなんですけれども、臨時職員を雇わなければ事務の執行ができない、町の業務に支障を来すということであれば、何も知らない臨時職員さんよりも、それは能力的には差があるかもしれません。専門性にも差があるかもしれません。たまたま専門性のところに職員さんがいなくなって、専門性が要るから、その方を再任用というのはわかるんですけれども、そうでない場合でも、ある程度、よっぽど……。でも、よっぽど能力のない方は公務員になられていないと思うんですが。私は、個人の意思がなければかまわないんです、それは。個人が私は再任用なんて受けませんと言われたら、あなた、再任用でどうかというのはないと思うんですけれども、臨時職員さんを雇わないと行政執行に支障がある場合には、極力定年退職される中から希望のある方に再任用制度で採用される方が有効であるし、短期労働も認めておりますので、私はこの任用制度を適用しないというのは世の中に逆行していると思うんですけれども、その辺は加味した上でも、なおかつ能力と専門性でしか再任用は採用しないというお考えでしょうか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）臨時職員と再任用職員、当然再任用の制度を活用すれば、臨時職員より経

費は高くなってくるわけです。現在、町のこういう財政状況の中で、非常に窮迫しておる中で、以前から申し上げておりますように、まずは職員、人件費の削減をとにかくしていこうということで職員数の減に取り組んで、最終目標を197名までまずは持っていこうとしておるわけでございます。反対に言えば、臨時職員さんで補てんができる仕事について、給与の高い再任用の職員さんを使うというのは、これは経費の面からいかなものかというふうな思いがするわけですが、今先ほど町長が申しましたように、技術的なものがありまして、そうした職員でないと後の補てんができないというものについてはその職員さんを再任用するか、あるいはその職員さんを臨時で、希望があれば来ていただくというのが現在の考え方でございます。ただし、現在197名を目標にしておりますが、21年度、22年度、特に22年度からの退職者は15名と大幅な退職者が出てまいります。そうした中で、この22年度以降につきましては臨時で対応していくか、あるいは再任用というものをこの時点でどうしていくかということを考える時期が22年度程度に出てくるんじゃないかというふうに思っております。ただし、それを再任用制度を使うか、あるいは退職された職員さんを臨時で雇用していくか、これは個々の場合もありましょうし、職員さんとの話し合いといいますか、そういったこともあろうかと思えます。というようなことで、当面再任用については考えていないというものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次の質問に参ります。学校環境整備についてでございますが、答弁では、措置されているのは全部教材の購入費に充てたという答弁でしたが、ちょっと私は疑問が残る執行状況ではないかという気がいたしております。海田町は数年前から子育て支援施策を本当に充実されました。海田町で子育てをしたい、海田町で出産をするという出生者数もよその自治体に比べますと落ち込んでおりません。それはやはり海田町が数年にわたって、ずっと前からですが、子育て施策に対しては積極的な施策展開をされた結果だと思っておりますが、ここで聞かれることが、じゃ、学校に行くようになったら海田町を離れる世帯が多いんだと。人口動向がございましたけれども、単身の男性1人の世帯が増えて、なかなか人口が増にならないという背景に、教育問題が起こってから海田町を離れる人口が多いということもよくお聞きしました。私は、せっかく子育て支援で、子育てしやすいまちづくり、住みやすいまちづくりを重点施策に置かれて、せっかく育てた世帯の方が出ていかれないで済む次の施策は、住み続けたい、定着した

いまちづくりを目指さないといけないと思うんです。そのためには、今、公立の小学校、中学校、高校もですけれども、やはりいろいろな問題がテレビニュース報道で、公立学校離れが保護者の中で随分起こっているのが現状でございまして、私学志向の流れに今随分なっております。その中にありまして、私は、本当に子どもたちが私立に行くよりも海田の小・中学校に行った方が環境整備が充実している、教育を本当に受けやすいという環境に今度は力を入れていただきたいと思っております。今回、教材の18年度の交付措置の金額、小・中学校の教材購入予算額をお聞きいたしました。確かに国といたしましては、公立の小・中学校の教育のために交付税措置をしております。今お聞きしましたら、私が思っている以上の交付税が措置されております。そういたしますと、現場の小・中学校に行きまして、これだけ教材が充実しているかなといいますと、疑問に思うところもあるんでございますが、先ほど町長は、交付税に措置されたものは全部教育に使うとおっしゃいました。この交付税措置以外でも、教員の要望があれば、子どもたちの勉学のために予算を計上されるお考えはありますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は子育て支援ということを基本に置きながら、学校教育については、次の海田町を背負う子どもということで非常に重要視しておりますし、ケースがいろいろあると思います。立場をまた、私も2カ月に1回ぐらい学校訪問をしていますので、そういうことを含めて、緊急性のあるものとか、やはりこれは早くしてあげにゃいけないということについての要望には教育委員会と協議しながら進めていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）通告をいたしました後、私もいろいろ調査・研究をいたしましたら、文部科学省が今の教材の名目を、新しい教材機能別分類表を平成19年度にどうも新しく、つくったのが古いものですから、どういう教材を各学校で使って授業をなささいというのを、19年度中に新しい表を作成するようでございます。ですから、またこの問題につきましては次の機会に質問させていただきたいと思っております。

最後に、子育て支援の健康無料診断券を2枚から5枚。政府がこの2月に厚生労働大臣が発表されたにもかかわりませず、当初予算で計上されて、今から子育てしやすい、本当に皆様が少しでも軽減できたと喜んでおります。この無料健診票は母子手帳についてくるわけでございますが、今回、参議院の予算特別委員会で、この母子手帳の交付時

にマタニティマークも交付をという質疑の中で厚生労働大臣が、このマタニティマークも7年度の地方財政措置にその費用も盛り込んでいるという答弁がございました。この問題も、母子手帳交付時なので質問させていただきますけれども、マタニティマークももし配付されるのであれば、それはマークの入ったキーホルダーで財源措置された執行をお考え願いたいと思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今回の子育て支援に伴う国の財政措置でございますけれども、先ほどありました妊婦の受診券の増加、あるいはもろもろの子育て支援の中の一環としてマタニティマーク等がございます。本町につきましては今年度はそこまで予算措置をしておりません。あくまでもこれは国が考えている例示の1つだと考えておりますので、今後これについてどうするかということについてはまた次年度以降について検討をさせていただきますと思います。

○議長（原田）昨日、質問の中で町道6号線の関係で、昭和54年に出された請願等について町長の方から調べてみるというお話がありましたが、わかればご答弁をお願いしたいと思います。町長。

○町長（山岡）昨日の答弁漏れというような格好ですが、町道6号線は54年9月17日に請願が出ております。これは紹介議員3人で、当時54年9月17日に受理されておりますが、この町道6号線のものに対しては継続して今後受け入れて、ひとつ早くできるように考えていきたいと思っております。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

この際、昨日資料要求した資料を配付しておきます。

暫時休憩をいたします。再開は14時。

~~~~~○~~~~~

午後1時48分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、請願第1号、町道6号線整備早期完了を求める請願についてを議題とします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第85条の2第2項の規定により、委員

会に付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について、紹介議員から説明を求めます。崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。

町道6号線整備早期完了を求める請願。

現在、町道6号線は、三迫2丁目14番付近から三迫3丁目5番付近までの道幅が狭く、緊急時の対応にも相当な支障があるものと考えられます。また、平成18年6月の定例会において山岡町長は早期実現を約束しておられます。あわせて、建設部長も平成18年6月定例会において町長と同時に、平成19年度の完成を約束しておられます。しかしながら、平成19年2月現在、その道路整備の用地買収すら行っておられません。三迫2丁目、3丁目の住民の生活道である町道6号線の整備実現を一日でも早く行われるよう、ここに海田町民の署名を添えて請願するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑があれば許します。ただし、質疑、答弁は自席で行ってください。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。昨日、施政方針の中で6号線のことを私は尋ねて、また、先ほども町長が答弁されましたように、昭和54年の12月議会で3,204名の6号線早期拡幅請願が出されて可決しております。今日までいろいろ執行部が努力されて、あの三迫のバス路線、日下橋から約1キロ努力をされて、数十億円かけて土地買収や建設費を多額に投入されております。そうした中で現在、町長が就任されて、6号線の今の狭い部分から上は解決しがたいから、バイパスをつくって解決をするという方針を出されて、この問題で昨年の予算議会からバイパスを建設する方針が出ているにもかかわらず、途中から同時進行というんですか、同時進行ならまだいいんですが、バイパスを先に建設計画をするという方針が出されておるのに、急にこういう問題が出てきて、私は二重投資になるのではないかという、こういう懸念がいっぱいするわけです。私は昭和54年の3,204名が請願された紹介議員でありますから、三迫のバス路線、6号線の拡幅については別に反対の立場をとるわけじゃないんですが、しかし、バイパスの建設予定を町長が執行されるということで、来年度予算でも予定が8,600万組んでおられますし、何か二重投資で、議会としてどうなんだろうかという、やっぱりチェック機能を果たさな

かんというように感じるんですが、まず、二重投資になるというおそれが数年先で、狭いからバイパスを建設するという予定なのに、同時進行とか、あるいは、バイパスを建設しよるのに従来の6号線をおくれてまた広げるとか、ここの感覚がよくわからんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）佐中さんが言われるのは、私はちょっとおかしいと思うんです。なぜかというたら、去年の17年の予算委員会で全員一致で可決しましたよ。これは全員一致でこれを早期にやってくれという要望も出しました。それと、二重投資になるじゃないかと言われますが、三迫2丁目、3丁目、あそこまで広く、今あなたが言われる昭和54年か何ぼかに出された、30年前に。出された結果、今の途中までは6メートルで広うなっておるんです。あれから先が全然進められておりません。それと、6号線バイパスの問題ですが、6号線バイパスにはいろいろな人がまだ全面的に賛同されていません。10年かかるか15年かかるか、何年かかるかわかりません。それまでを三迫2丁目、3丁目の人に現在2メートル弱の道を、離合できない道で毎朝トラブルが起きるような道に10年も15年もそのまま行政は流しておくか。そうじゃないでしょう。町議員としてそれがほうっておけないから、去年の予算でも皆さん全員一致で賛成されたんじゃないんですか、この問題に対して。現地調査もしたんじゃないんですか。現地へ行ってみて、皆さんそれで納得したので、全員でそれをされたんじゃないんですか。あなたはそのときに反対されましたか。そういうあれだったら、そのときに、それじゃ二重投資じゃないかと、自分1人でも反対されましたか。全く三迫2丁目、3丁目の住民は困るから、それをやってもろうた方が10年間、皆さんが助かるじゃないですか。町民のためを思って、皆さんのため、去年の7月にあなたは現地へ行って、皆さん見て、全員一致でやられたあれじゃないんですか、これは。町長も本会議で約束された事項であるから、それを早期に。広報にも出ましたよ、写真入りで。100何メートルの間の道幅を6メートルに拡幅しますと。広報に出たこともできないから、私は150余りの署名を添えてやったのが、なぜ二重投資ですか。私は地元住民のため、皆さんが利用する道じゃから、一日も早く実現されるようお願いいたしました。それが理由です。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私は別に反対の立場で言いよるわけじゃないですよ。町長もやる、建設部長もやるというておるんです。別に私は反対の立場で言うておるんじゃない。最初に

も言うたように、54年の3,204名の方の署名も生かしながらやる。ただ、この問題が、相手もあることじゃし、今すぐやる、あるいは、6号線の途中で切れてどうにもならないというんじゃないかということがあるが、そうじゃなくて、今、離合のためとか緊急時とかといういろいろな理由を挙げておられますけれども、来年度の予算で650万で、長さが40メートル、幅が6.5、こういう努力もされておるんですね。町長も建設部長もやるというのを私は反対しませんよ。だけれども、こういう懸念があるのではないか、そのことはどうなのかということを尋ねておるんですが、どうなんですか、それは。

○議長（原田） 崎本議員。

○12番（崎本） 私はあなたが心配されるように、地権者があっても、地権者の協力を得ながらやらにゃいけないのじゃから、地権者がどうしてもだめじゃと言われる事業じゃないんです。地権者の人も署名してもろうておるんです。だから、おたくが心配されるような、私はそれを確認してやっているんです。じゃなかったら、地権者の人が署名してくれますか。だから、私はそういうことを心配してもらわんでも、前へ進めばええと思って請願書を出したわけです、ここへ。反対の立場じゃなかったら協力してくださいという、それだけのことです。

○議長（原田） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより請願第1号について採決を行います。お諮りいたします。

請願第1号については、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択ということに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま採択しました本請願については海田町長に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、海田町長に送付し、本件に対する処理の経



過及び結果を報告するよう請求することにいたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第3から日程第11に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第15号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第15号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等に準じて、職員の扶養手当の額を改正するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、第15号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書11ページとあわせて資料14の「新旧対照表」をご覧くださいと思います。今回の条例改正につきましては、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等に準じて、少子化対策に対応するため、扶養手当における3人目以降の子と2人目までの子の手当額の差をなくし、3人目以降の子等の支給月額を資料14の「新旧対照表」のとおり1,000円引き上げ、6,000円に改めるものでございます。施行期日につきましては、平成19年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第16号議案、海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第16号議案、海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。海田町ひまわりプラザに子育て支援施設としての性格を新たに付加し、子育てのしやすいまちづくりを進めることに伴い、設置目的を改正するなど、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地） それでは、第16号議案、海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書の12ページ、資料につきましては資料15の「海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例新旧対照表」をお出してください。今回の改正は、従来の施設の運用に加え、新たに子育て支援の機能を付加し、子育て世帯に対する応援を行うため、所要の改正を図るものでございます。改正の内容でございますが、第1条中の「広く町民に、生涯学習」の字句を「子育てに関する支援」に改めるものでございます。次に、事業を定めた第3条に「子育て支援に関する事業」を第1号として新たに加えるものでございます。なお、施行期日は平成19年4月1日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第5、第17号議案、海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第17号議案、海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について。行政改革の一環として、敬老祝金の支給額を引き下げするため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤） それでは、第17号議案、海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の13ページをお開きください。あわせて資料16の「海田町敬老祝金支給条例新旧対照表」をお願いいたします。今回の改正は、行政改革の一環として、9月に支給しております敬老祝金の額を引き下げるというものでございます。改正内容でございますが、第2条の第1号中「10,000円」を「5,000円」に、第2号中「20,000円」を「10,000円」に、第3号中「50,000円」を「30,000円」に改めるものでございます。施行期日は平成19年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） この際、日程第6、第18号議案、平成19年度海田町一般会計予算から日程第11、第23号議案、平成19年度海田町水道事業会計予算までを続けて議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第18号議案から第23号議案までを一括でご提案申し上げます。平成19年度海田町一般会計外5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。第18号議案、平成19年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は76億3,700万円と決めました。第19号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額は15億1,878万3,000円と決めました。第20号議案、平成19年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は27億7,019万7,000円と決めました。第21号議案、平成19年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は23億866万5,000円と決めました。第22号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算は、保険事業勘定を12億4,815万2,000円、介護サービス事業勘定を1,307万6,000円と決めました。第23号議案、平成19年度海田町水道事業会計予算は、収益的収支では、収入総額4億5,769万4,000円に対し、支出総額は4億1,568万5,000円と決めました。一方、資本的収支におきましては、収入総額1億7,457万9,000円に対し、支出総額は4億2,995万2,000円で、その不足額を当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、平成19年度一般会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計の概要につきまして、お手元にお配りしております第18号議案から第22号議案及び資料17から資料24－1により一括してご説明いたします。各会計の予算につきましては、資料24－1の「予算の概要」にまとめておりますので、「予算の概要」により要点のみをご説明させていただきます。

まず、一般会計についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。平成19年度予算編成の基本的な考え方についてでございますが、平成19年度予算は、法人町民税で増収が見込まれておりますが、合併を前提とした事業の前倒しにより、引続き厳しい財政状況であるため、行政改革に取り組みながら、住みよいまちづくりに取り組むこととし、行政改革大綱実施計画に掲げた事業を着実に反映すること、第3次海田町総合基本計画の後期5カ年計画に基づく事業に財源を重点的に配分すること、「子育てのしやすい誇れる我がまち・海田づくり」をスローガンに、少子化に対応した福祉施策の充実や学校教育環境の充実を図ることの3点に配慮し、予算を編成いたしました。

2ページをお願いいたします。平成19年度の一般会計の当初予算額は76億3,700万円で、

平成18年度と比べて1億6,973万8,000円、2.3%の増額となっております。特別会計、事業会計の予算額については2ページの表に掲げておりますが、一般会計、特別会計を合わせた予算規模については154億9,587万3,000円で、前年度と比べて3億7,810万円、2.5%の増額となっています。

それでは、一般会計についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。4ページと5ページにおいて、予算のポイントを掲載しております。まず、1点目は行財政改革でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、平成19年度予算では、行政改革大綱の実施計画に掲げられた改革項目を着実に実施し、予算に反映することとしており、財政的効果を伴う項目の一般会計分48項目に新規7項目を追加し、55項目について予算に反映いたしました。なお、詳細につきましては資料24-2の「平成19年度予算における行政改革の取組」に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。2点目は、税源移譲でございます。平成16年度から平成18年度に行われた国の三位一体の改革のうち、税源移譲につきましては、これまで経過措置として所得譲与税が交付されておりましたが、平成19年度から所得税を個人住民税に振り替えることで本格的な税源移譲が実施されます。これにより個人住民税が2億1,600万円増加すると見込んでおりますが、所得譲与税は廃止されます。5ページに移りまして、3点目は公債費の増でございます。平成14年度から平成16年度にかけて、広島市との合併を前提に多くの事業を実施しました。このうち、平成15年度事業に伴う町債の元金償還が平成19年度から始まるため、公債費が前年度と比べて1億3,500万円、11.8%の増額となり、大きな財政負担となっております。なお、平成15年度に発行した主な起債の事業名、借入額、19年度償還額、最終償還年度を起債しております。4点目は、子育てのしやすいまちづくりでございます。海田町では「子育てのしやすい 誇れる我がまち・海田づくり」をスローガンに町政を行っております。平成19年度はひまわりプラザに子育て支援の機能を付加し、子育ての交流と支援の場として活用いたします。また、児童クラブの開設時間を2時間延長して午後7時までとし、子育てパスポート事業や「お父さん手帳」の配付、保育所や児童館、児童クラブにネット銃を配備するなどして、子育ての環境の整備・充実を図ります。5点目は、海田東小学校体育館大規模改造事業でございます。建設から33年が経過し、老朽化が目立っていた海田東小学校体育館の大規模改造を実施するため、平成18年度に実施設計業務を行いました。平成19年度に耐震補強とあわせて大規模改修を行います。これにより、児童に良好な学習環境の提供が可能となるだけでなく、緊急時に

は住民の皆様へ安全な避難場所を提供することが可能となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。平成19年度の歳入予算でございますが、6ページの表を中心に、主なものについて説明させていただきます。まず、本町の歳入の基幹であります1款の町税でございますが、平成18年度と比べて3億3,827万3,000円、8.5%の増額を見込んでおります。

町税の内訳につきましては、8ページをご覧くださいと思います。町税の内訳を記載しておりますが、三位一体の改革の税源移譲や定率減税の廃止により、個人町民税が平成18年度と比べて2億7,483万1,000円、20.7%の増額となっております。法人町民税につきましては、景気の回復を反映して3,893万5,000円、11.2%の増額を見込んでおります。なお、町税の内訳表の下に、町税予算額の推移として過去10年間の当初予算額の推移を折れ線グラフで記載しております。このたびから歳入歳出予算の分類ごとに同様のグラフを掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

9ページをお願いいたします。21款の町債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の減少や定率減税の廃止による減税補てん債の廃止等により6,710万円、9.1%の減額を見込んでおります。なお、平成15年度末の町債残高につきましては、平成18年度残高見込みから3億7,413万7,000円減少して120億1,041万2,000円となると見込んでおります。10ページをお願いいたします。プライマリーバランスでございますが、平成19年度予算では、町債発行額よりも公債費の方が多いため、6億1,600万円程度の黒字となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。2款の地方譲与税につきましては、平成18年度と比べて2億2,354万7,000円、75.7%の減額を見込んでおります。主な減額の理由は、税源移譲の経過措置として交付されていた所得譲与税の廃止によるものです。9款の地方特例交付金につきましては、5,496万7,000円、61.8%の減額を見込んでおります。主な減額の理由は、定率減税の廃止により減収補てん分の交付金が廃止されたことによるものです。なお、平成19年度から児童手当の乳児医療特例加算が行われますが、この加算に伴う地方負担の増額に対する補てんが地方特例交付金で措置されます。10款の地方交付税につきましては、平成18年度と同じ4億3,000万円を見込んでおります。なお、普通交付税の算定において19年度から新たな算定方法が導入されます。その内容について12ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。18款の繰入金につきましては、7,388万4,000円、24.5%の減額を見込んでおります。財源不足の補

てんである財政調整基金の取り崩し額を収支見通しとほぼ同じ額に抑制しております。

なお、財政調整基金、その他の基金の残高につきましては、14ページの基金残高一覧表にまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。20款の諸収入につきましては、1億5,033万1,000円、92.4%の増額を見込んでおります。主な増額の理由は、平成19年3月末で解散する海田地区消防組合の退職手当組合積立金が構成市町の人口で案分して配分されるためです。その他の内容につきましては8ページから26ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、7ページをお願いします。ここでは自主財源と依存財源の構成比について16年度から19年度の比較を行っております。平成19年度においては税源移譲等により税収が大幅な増額となったため、自主財源が3.4ポイント増加し、68.0%となっております。

それでは、27ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、一般会計目的別歳出予算一覧表により、主なものにつきまして説明させていただきます。2款の総務費につきましては、9,921万8,000円、11.1%の増額となっております。主な増減の理由は、平成19年3月末で解散する海田地区消防組合の退職手当組合積立金の配分金の一部を財政調整基金に積み立てることなどによるものです。3款の民生費につきましては、3,712万円、1.8%の増額となっております。主な増額の理由は、ひまわりプラザに子育て支援の機能を付加して活用することなどによるものです。8款の土木費につきましては、8,015万1,000円、6.4%の減額となっております。主な減額の理由は、海田総合公園を指定管理者制度に移行したことによる人件費や管理事業費の減額等によるものです。9款の消防費につきましては、3,656万4,000円、10.1%の増額となっております。主な増額の理由は、広島県総合行政通信網の整備を行うことなどによるものです。10款の教育費につきましては、3,821万5,000円、4.5%の減額となっております。主な減額の理由は、ひまわりプラザ費の民生費への移行によるものです。12款の公債費につきましては、1億3,547万4,000円、11.8%の増額となっております。主な増額の理由は、平成15年度債の元金償還が始まることなどによるものです。その他の内容につきましては28ページから38ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、性質別歳出予算でございます。39ページの一般会計性質別歳出予算一覧表で対前年度増減等を掲載しております。主な増減理由につきましては、目的別の増減理由と重複する部分が多いので、省略させていただきます。なお、性質別の増減理由に

つきましては40ページから52ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

53ページにつきましては、総合基本計画の部門別歳出予算を掲載しております。子育てのしやすいまちづくりを反映して、学校教育費の充実や、子育て環境と児童福祉の充実の予算額が大幅な増額となっております。各部門別の具体的な事業予算額につきましては54ページから70ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、71ページから74ページにかけまして新規事業と廃止・休止・完了事業を、75ページには町民1人当たりの還元額を総合基本計画の部門別に掲載しております。そして、76ページから78ページにかけましては、平成18年8月に策定した財政収支見通しとの比較を掲載しております。海田地区消防組合の解散に伴う退職手当組合積立金の返還金の特殊要因を除けば、予算規模、予算不足の基金繰入れともにほぼ計画どおりの額となっております。

続きまして、公共下水道事業特別会計の予算について説明させていただきます。87ページをお願いします。初めに、予算規模につきましては15億1,878万3,000円で、平成18年度当初予算に比べて8,907万6,000円、5.5%の減額となっております。

次に、歳入の概要について説明させていただきます。使用料及び手数料につきましては、下水道接続世帯の増加により2,948万7,000円、7.6%の増額を見込んでおります。国庫支出金につきましては、整備費の減により4,000万円、20.0%の減額を見込んでおります。諸収入につきましては、水洗便所改造資金貸付金償還金の減により1,510万2,000円、34.3%の減額を見込んでおります。町債につきましては、整備費の減により6,330万円、10.3%の減額を見込んでおります。なお、89ページには町債発行額の推移、町債残高の推移を掲載しておりますが、平成19年度末の町債残高は99億9,682万9,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出の概要でございますが、90ページをお願いいたします。総務費につきましては、職員数の減等により2,382万7,000円、19.0%の減額となっております。事業費につきましては、公共下水道整備費の減等により9,179万円、11.6%の減となっております。公債費につきましては、償還元金の増等により2,654万1,000円、3.8%の増額となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計の予算について説明させていただきます。105ペー

ジをお願いいたします。初めに、予算規模につきましては27億7,019万7,000円で、平成18年度当初予算と比べて2億606万1,000円、8.0%の増額となっております。

次に、107ページをお願いいたします。歳入の概要について説明させていただきます。国庫支出金につきましては、老人保健医療費拠出金の減により1,164万3,000円、1.7%の減額を見込んでおります。共同事業交付金につきましては、30万円以上の医療費に対して県内で相互扶助を行う保険財政共同安定化事業の新設により2億1,629万円、910.2%の増額を見込んでおります。繰入金につきましては、出産一時金の支給額の増額により595万8,000円、4.0%の増額を見込んでおります。

続きまして、歳出の概要でございますが、112ページをお願いいたします。保険給付費につきましては、被保険者の医療機関への受診件数の増等により2,622万円、1.5%の増額となっております。老人保健拠出金につきましては、老人保健受給対象者が70歳から75歳に引き上げられたことなどにより2,910万3,000円、5.0%の減額となっております。共同事業拠出金につきましては、新たな制度として30万円以上の医療費に対して県内で相互扶助を行う保険財政共同安定化事業等により2億788万4,000円、553.4%の増額となっております。

続きまして、老人保健特別会計の予算について説明させていただきます。125ページをお願いいたします。初めに、予算規模につきましては23億866万5,000円で、平成18年度当初予算と比べて1億4,115万3,000円、6.5%の増額となっております。

次に、126ページをお願いいたします。歳入の概要について説明させていただきます。支払基金交付金につきましては、老人保健法の改正に伴い、3割負担の老人医療受給者が増加したことにより4,779万5,000円、4.0%の増額を見込んでいます。国庫支出金につきましては、医療費に対する法定負担割合が引き上げられたことにより6,490万4,000円、10.1%の増額を見込んでおります。同様に、県支出金、繰入金についても、法定負担割合の引き上げにより増額を見込んでおります。

続きまして、歳出の概要でございますが、129ページをお願いいたします。医療諸費につきましては、医療費の増加により1億4,515万3,000円、6.7%の増額となっております。

続きまして、介護保険特別会計の予算について説明させていただきます。135ページをお願いいたします。介護保険特別会計につきましては、平成19年度から指定介護予防支援事業所を設置し、介護予防のケアマネジメントを実施するため、介護サービス事業勘定を設け、これまでの保険事業勘定とあわせて2つの勘定としています。予算規模につ



きましては、2つの勘定を合わせた合計が12億6,122万8,000円で、平成18年度当初予算と比べて4,977万6,000円、3.8%の減額となっております。

次に、136ページをお願いいたします。歳入予算の概要について説明させていただきます。保険事業勘定の支払基金交付金につきましては、保険給付費の減により2,329万円、6.0%の減額を見込んでおります。同様に、国庫支出金、県支出金、繰入金についても、保険給付費の減により減額を見込んでおります。介護サービス事業勘定のサービス収入につきましては、平成19年度に設置する指定介護予防支援事業所において、介護予防ケアマネジメントを実施するための費用として、保険事業勘定の保険給付費から515万8,000円が支払われます。繰入金につきましては、サービス収入だけでは不足する財源を一般会計で補てんするもので、791万8,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出の概要でございますが、142ページをお願いいたします。保険事業勘定の保険給付費につきましては、保険給付費の実績により7,533万8,000円、6.0%の減額となっております。地域支援事業費につきましては、介護サービス事業勘定を設けたことなどにより466万4,000円、13.8%の減額となっております。基金積立金につきましては、保険給付費の減に伴う保険料の剰余金の増により2,339万円、408.3%の増額となっております。介護サービス事業勘定の事業費につきましては、要支援者が介護予防サービスや介護予防に資する保健医療サービス等を適切に利用できるようにするためにかかる経費として1,307万6,000円を予定しています。

次に、議案を説明させていただきます。第18号議案をお願いいたします。平成19年度海田町一般会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を76億3,700万円と定めております。第2条は債務負担行為についてでございます。9ページにおいて1件の債務負担行為について期間と限度額を定めております。第3条は地方債についてでございます。10ページから11ページにかけて9件の起債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。第4条は一時借入金についてでございます。最高額を7億円と定めております。第5条は歳出予算の流用でございます。各項の経費の金額を流用することができる場合として、給料、職員手当及び共済費の同一款内での流用と定めております。以上、定めた内容により平成19年度海田町一般会計予算の議決をお願いするものでございます。

続きまして、第19号議案をお願いいたします。平成19年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を15億1,878万3,000円と定めて

おります。第2条は地方債についてでございます。4ページにおいて3件の起債について起債の目的等を定めております。第3条は、一時借入金で最高額を7億円と定めております。以上の定めた内容により平成19年度海田町公共下水道事業特別会計予算の議決をお願いするものでございます。

続きまして、第20号議案をお願いいたします。平成19年度海田町国民健康保険特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を27億7,019万7,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を5,000万円と定めております。第3条では、各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算の同一款内での流用と定めております。以上、定めた内容により平成19年度海田町国民健康保険特別会計予算の議決をお願いするものでございます。

続きまして、第21号議案をお願いします。平成19年度海田町老人保健特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を23億866万5,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を9,000万円と定めております。以上、定めた内容により平成19年度海田町老人保健特別会計予算の議決をお願いするものでございます。

続きまして、第22号議案をお願いいたします。平成19年度海田町介護保険特別会計予算でございますが、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を12億4,815万2,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,307万6,000円と定めております。第2条は、債務負担行為についてでございます。5ページにおいて、1件の債務負担行為について期間と限度額を定めております。第3条では、一時借入金について最高額を3,000万円と定めております。第4条では、各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算の同一款内での流用と定めております。以上の定めた内容により平成19年度海田町介護保険特別会計予算の議決をお願いするものでございます。

以上で平成19年度海田町一般会計をはじめ各特別会計予算の概要について説明を終わります。

○議長（原田）次長。

○次長（新浜） それでは、第23号議案、平成19年度海田町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。資料25「水道事業会計予算の概要」の1ページをお願いいたします。まず、予算規模でございますが、上の表の収益的収支につきましては、水道事業の経営活動の予定でございますが、19年度中に発生するであろうすべての収益と、これに

対応するすべての費用を計上したもので、事業収益は4億5,769万4,000円で、前年度当初予算に比べまして639万5,000円、1.4%の減となっております。これの主な理由は、給水収益の減によるものでございます。また、事業費用は4億1,568万5,000円で、前年度当初予算に比べまして923万3,000円、2.2%の減となっております。これの主な理由といたしましては、物件費、減価償却費の増はあるものの、修繕費委託料及び消費税の減によるものでございます。以上の結果、19年度におきましては消費税及び地方消費税を含めまして、前年度より283万8,000円多い4,200万9,000円の利益を予定しております。

次に、資本的収支につきましては、建設投資に関するもので、資本的収入は1億7,457万9,000円で、前年度と比べ1億5,529万円、805.1%の増で、これの主な理由は建設改良工事に充てる企業債の借入によるものでございます。また、資本的支出は4億2,995万2,000円で、前年度と比べ1億8,453万7,000円、75.2%の増となっております。これの主な理由といたしましては、送水設備整備費の増によるものでございます。なお、差引き不足額につきましては、減価償却費や資産減耗費等の、現金の支出を伴わない内部資金であります当年度分損益勘定留保資金で1億1,371万2,000円、建設改良積立金で1億2,543万2,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,622万9,000円で補てんする予定でございます。

2ページをお願いいたします。経費削減の取り組みといたしましては、コンビニ収納の導入によりまして、定例集金を廃止いたします。また、配水池の草刈りや緩速ろ過池の砂かき取りを職員で一部実施しまして、約350万円の効果を期待しております。

以下、目別予算比較、性質別費用比較及び当初予算比較表を載せております。

なお、資料22に予算実施計画、給与費明細書等を、また、資料23に収入及び支出の予算明細書を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、第23号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万2,075戸、年間総配水量は354万1,000立方メートル、1日平均配水量は9,675立方メートルを予定しております。(4)といたしまして、主要な建設改良工事の額をお示ししております。詳しい工事内容につきましては資料34に提示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。第3条には収益的収入及び支出の予定額を、第4条には資本的収入及び支出の予定額を定めております。次に、3ページをお願いいたします。第5条で、送配水管布設替事業とろ過池改修事業に充てる企業債につきまして定めております。第6条では、一時借入金限度額といたしまして5,000万円と定めており

ます。第7条でございますが、ここでは流用禁止項目といたしまして、職員給与費及び交際費をそれぞれ記載しております。第8条には棚卸資産の購入限度額といたしまして3,355万6,000円を定めております。

以上で平成19年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で全議案の説明を終わります。これより質疑を行います。ただいまの提案につきましては、予算審査特別委員会に付託の予定ですので、詳細につきましてはそちらにゆだねていただくよう、ご協力のほどお願いいたします。

質疑がある方は議案番号及び議案名を示して質疑をしてください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

この際、議長よりお諮りいたします。第15号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから第23号議案、平成19年度海田町水道事業会計予算までの9議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第15号議案から第23号議案までの9議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決めます。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時02分 休憩

午後3時12分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会の委員長に宮坂議員、副委員長に三宅議員と決定しておりますので、ご報告いたします。

この際、お諮りいたします。平成19年度予算審査特別委員会のため、3月10日から3月21日までの12日間、休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、3月10日から3月21日まで、12日間の休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。大変お疲れさまでございました。

午後3時13分 散会